

【表紙】

【提出書類】

有価証券届出書

【提出先】

関東財務局長

【提出日】

2026年 8 月 7 日

【会社名】

クオインタムソリューションズ株式会社

【英訳名】

Quantum Solutions Co.,Ltd.

【代表者の役職氏名】

代表取締役社長 大澤 梅嘉

【本店の所在の場所】

東京都千代田区丸の内 1 丁目 9 番 2 号

【電話番号】

03(4579)4059(代表)

【事務連絡者氏名】

経営企画部 寺田キャサリン

【最寄りの連絡場所】

東京都千代田区丸の内 1 丁目 9 番 2 号

【電話番号】

03(4579)4059(代表)

【事務連絡者氏名】

経営企画部 寺田キャサリン

【届出の対象とした募集有価証券の種類】

株式及び新株予約権証券、新株予約権付社債(行使価額修正条項付新株予約権付社債券等)

【届出の対象とした募集金額】

その他の者に対する割当

株式 485,520,000円

第16回新株予約権証券 8,131,860円

新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額

993,811,860円

第17回新株予約権証券 840,000円

新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額

1,800,840,000円

第 6 回無担保転換社債型新株予約権付社債(行使価額修正条項付新株予約権付社債券等)

2,067,200,000円

(注) 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。

【安定操作に関する事項】

該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

第一部 【証券情報】

第 1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	4,046,000株	完全議決権株式であり、株主の権利に何ら制限のない当社における標準となる株式です。 なお、単元株式数は100株となっております。

(注) 1. 本有価証券届出書による当社普通株式（以下、「本新株式」といいます。）に係る募集（以下、第16回新株予約権、第17回新株予約権、第6回新株予約権付社債（以下、「本新株予約権付社債」又は「第6回新株予約権付社債」といいます。）を本新株式と総称して「本第三者割当増資」又は「本資金調達」といいます。）は、2026年8月7日（金）開催の当社取締役会において決議しております。

2. 振替機関の名称及び住所は次のとおりです。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号

2 【株式募集の方法及び条件】

(1) 【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当	—	—	—
その他の者に対する割当	4,046,000株	485,520,000	242,760,000
一般募集	—	—	—
計(総発行株式)	4,046,000株	485,520,000	242,760,000

(注) 1. 第三者割当の方法によります。

2. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は会社法上の増加する資本金の額の総額であります。また、増加する資本準備金の額の総額は242,760,000円であります。

(2) 【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
120	60	100株	2026年8月24日	—	2026年8月24日

(注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

2. 発行価格は、会社法上の払込金額であります。資本組入額は、会社法上の増加する資本金の額であります。

3. 申込み及び払込み方法は、割当予定先であるBlackwell Cloud Co., Limited(以下、「Blackwell」といいます。)との間で総数引受契約を締結したうえ、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込む方法によります。

4. 申込期日に割当予定先との間で総数引受契約が締結されない場合、株式に係る割当を受ける権利は全て消滅いたします。

(3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
クオインタムソリューションズ株式会社 管理部	東京都千代田区丸の内 1 丁目 9 番 2 号

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社みずほ銀行 新橋支店	東京都港区新橋二丁目 1 番 3 号

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行新株予約権証券(第16回新株予約権証券)】

(1) 【募集の条件】

発行数	82,140個(新株予約権 1 個につき100株)
発行価額の総額	8,131,860円
発行価格	新株予約権 1 個につき99円(新株予約権の目的である株式 1 株当たり0.99 円)
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1 個
申込期間	2026年 8 月24日 (月)
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	クオインタムソリューションズ株式会社 管理部 東京都千代田区丸の内 1 丁目 9 番 2 号
払込期日	2026年 8 月24日 (月)
割当日	2026年 8 月24日 (月)
払込取扱場所	株式会社みずほ銀行 新橋支店

(注) 1. 第16回新株予約権 (以下、本「4 新規発行新株予約権証券(第16回新株予約権証券)」において「本新株予約権」といいます。)は、2026年 8 月 7 日 (金)開催の当社取締役会において決議しております。

2. 申込み及び払込み方法は、割当予定先であるBlackwellとの間で総数引受契約を締結のうえ、払込期日まで
に上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込む方法によります。

3. 第16回新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式における振替機関の名称及び住所は次のとおりで
す。

名称：株式会社証券保管振替機

構住所：東京都中央区日本橋兜町 7 番 1 号

(2) 【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式 完全議決権株式であり、株主の権利に何ら制限のない株式である。 なお、単元株式数は100株である。
新株予約権の目的となる株式の数	1. 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その総数は8,214,000株とする(本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「割当株式数」といいます。))は100株とする。)。但し、本欄第2項ないし第4項により、割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。 2. 当社が別欄「新株予約権の行使時の払込金額」欄の規定に従って行使価額の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整されるものとする。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、別欄「新株予約権の行使時の払込金額」第3項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。 $\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ 3. 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる別欄「新株予約権の行使時の払込金額」第3項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。 4. 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
新株予約権の行使時の払込金額	1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。 2. 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額(以下、「行使価額」といいます。))は、金120円とする。 3. 行使価額の調整 (1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本欄第3項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下、「行使価額調整式」といいます。))をもって行使価額を調整する。 $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$ (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。 本欄第3項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の有する当社普通株式を処分する場合(無償割当てによる場合を含む。)(但し、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。) 調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。))以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

	株式分割により当社普通株式を発行する場合 調整後の行使価額は、当社普通株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。 本欄第3項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本欄第3項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合 調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための株主割当日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに本欄第3項第(4)号に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合 調整後行使価額は、取得日の翌日以降にこれを適用する。 (3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を調整する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。 (4) その他 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(終値のない日数を除く。)の金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てるものとする。 行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。 (5) 本欄第3項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は必要な行使価額の調整を行う。 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。 その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。 (6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
--	---

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	993,811,860円 (注) すべての新株予約権が行使されたと仮定して算出された金額です。新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権者がその権利を喪失した場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、上記株式の発行価額の総額は減少します。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して出資される財産の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の払込金額の総額を加えた額を、別欄「新株予約権の目的となる株式の数」記載の株式の数で除した額とする。 2. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。
新株予約権の行使期間	2026年8月25日(当日を含む。)から2030年8月23日(当日を含む)までとする。ただし、行使期間最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日までの期間とする。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	1. 本新株予約権の行使請求の受付場所 クオインタムソリューションズ株式会社 管理部 東京都千代田区丸の内1丁目9番2号 2. 行使請求の取次場所 該当事項なし。 3. 行使請求の払込取扱場所 株式会社みずほ銀行 新橋支店 東京都港区新橋二丁目1番3号
新株予約権の行使の条件	1. 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。 2. 各本新株予約権の一部行使はできない。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	本新株予約権の割当日以降いつでも、当社は取締役会により本新株予約権を取得する旨および本新株予約権を取得する日(以下、「取得日」という。)を決議することができる。当社は、当該取締役会決議の後、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の20営業日前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個につき本新株予約権1個当たりの払込金額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みにに関する事項	該当事項はありません。
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転(以下、「組織再編行為」と総称する。)を行う場合は、当該組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権に代わり、それぞれ吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社(以下、「再編当事会社」と総称する。)は以下の条件に基づき本新株予約権にかかる新株予約権者に新たに新株予約権を交付するものとする。

	新たに交付される新株予約権の数 新株予約権者が有する本新株予約権の数をもとに、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1個未満の端数は切り捨てる。 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の種類 再編成対象会社の同種の株式とする。 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の数の算定方法 組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1株未満の端数は切り上げる。 新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1円未満の端数は切り上げる。 新たに交付される新株予約権に係る行使期間、当該新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金、再編当事会社による当該新株予約権の取得事由、組織再編行為の場合の新株予約権の交付、新株予約権証券及び行使の条件 本新株予約権の内容に準じて、組織再編行為に際して決定する。 新たに交付される新株予約権の譲渡による取得の制限 新たに交付される新株予約権の譲渡による取得については、再編当事会社の取締役会の承認を要する。
--	--

(注) 1. 第16回新株予約権の行使の方法

- (1) 第16回新株予約権の行使を請求しようとする新株予約権者は、所定の行使請求書に、行使請求しようとする本新株予約権を表示し、請求の年月日等を記載してこれに記名押印した上、別記「新株予約権の行使期間」欄記載の行使期間中に別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」記載の行使請求の受付場所に提出しなければならない。なお、行使請求の受付場所に対し行使請求に要する書類を提出した者は、その後これを撤回することはできない。
- (2) 第16回新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に必要な全ての書類が、不備なく別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」記載の「新株予約権の行使請求の受付場所」に提出され、且つ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項に定める口座に入金された日に発生する。

2. 株式の交付方法

当社は、行使請求の効力発生後速やかに、社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号)およびその他の関係法令に基づき、本新株予約権者が指定する口座管理機関の保有する振替口座簿の顧客口へ増加の記録を行うことにより株式を交付する。

3. 新株予約権証券の発行

当社は、第16回新株予約権に係る証券を発行しません。

4. その他

当社は、第16回新株予約権の行使請求の効力発生後速やかに振替法第130条第1項に定めるところに従い、当社普通株式を取り扱う振替機関に対し、当該新株予約権の行使により交付される当社普通株式の新規記録情報を通知します。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

5 【新規発行新株予約権証券(第17回新株予約権証券)】

(1) 【募集の条件】

発行数	60,000個(新株予約権 1 個につき100株)
発行価額の総額	840,000円
発行価格	新株予約権 1 個につき14円(新株予約権の目的である株式 1 株につき0.14 円)
申込手数料	該当事項なし。
申込単位	1 個
申込期間	2026年 8 月24日(月)
申込証拠金	該当事項なし。
申込取扱場所	クオインタムソリューションズ株式会社 管理部 東京都千代田区丸の内 1 丁目 9 番 2 号
払込期日	2026年 8 月24日(月)
割当日	2026年 8 月24日(月)
払込取扱場所	株式会社みずほ銀行 新橋支店

- (注) 1. 第17回新株予約権（以下、本「5 新規発行新株予約権証券(第17回新株予約権証券)」において「本新株予約権」といいます。）については、2026年 8 月 7 日（金）開催の当社取締役会において発行を決議しております。
2. 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書による届出の効力発生を条件として割当予定先との間で本買取契約を締結し、申込期間内に上記申込取扱場所へ申込みをし、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。払込期日までに、割当予定先から申込みがなく、又は割当予定先との間で本買取契約を締結しない場合は、本新株予約権の第三者割当増資は行われないこととなります。
3. 本新株予約権の募集は第三者割当の方法によります。
4. 新株予約権の振替機関の名称及び住所
株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋兜町 7 番 1 号

(2) 【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式(完全議決権株式であり、権利内容に何らの限定のない当社における標準となる株式である。なお、当社は1単元を100株とする単元株式制度を採用している。)
新株予約権の目的となる株式の数	1. 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その総数は6,000,000株とする(本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「割当株式数」といいます。))は100株とする。)。但し、本欄第2項乃至第4項により、割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。 2. 当社が当社普通株式の分割、無償割当て又は併合(以下「株式分割等」と総称する。)を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。ただし、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。 調整後割当株式数 = 調整前割当株式数 × 分割・無償割当て・併合の比率 また、上記のほか、調整後割当株式数の調整を必要とする事由が生じた場合には、当社は、調整後割当株式数を合理的な範囲で調整することができる。 3. 調整後割当株式数は、当社普通株式の分割又は併合の場合は、分割又は併合のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当ての場合は、無償割当ての効力発生日以降、又は無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。 4. 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権にかかる新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。ただし、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
新株予約権の行使時の払込金額	1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。 (2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額(以下「行使価額」という。)は、金300円とする。 2. 行使価額の調整 (1) 本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合等で、当社普通株式の新たな発行又は当社の保有する当社普通株式の処分における払込金額(下記第(2)号の場合は、取得請求権付株式に係る取得請求権又は新株予約権を当初の発行条件に従い行使する場合の下記第(2)号に定義する取得価額等。また、下記第(2)号の場合は、下方修正等が行われた後の取得価額等)が、本項第(2)号において調整後行使価額の適用開始日として定める日において有効な行使価額を下回る場合には、行使価額は当該払込金額又は取得価額等と同額に調整される。但し、かかる調整後の行使価額が64円(以下「下限行使価額」といい、下記第(3)号及び第(4)号、第(9)号の規定を準用して調整される。)を下回ることとなる場合には行使価額は下限行使価額とする。

(2) 新株式発行等により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を除く。）（但し、譲渡制限付株式報酬制度に基づき当社又はその関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。以下同じ。）の取締役その他の役員又は従業員に当社普通株式を交付する場合、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換、株式交付又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）（但し、第4回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第5回無担保転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権並びに第13回新株予約権を除き、以下本「5 新規発行新株予約権証券（第17回新株予約権）」「取得請求権付株式等」と総称する。）を発行又は付与する場合（無償割当ての場合を含む。但し、当社又はその関係会社の取締役その他の役員又は従業員に新株予約権を割り当てる場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（払込期間を定めた場合にはその最終日とし、新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

取得請求権付株式等（当社又はその関係会社の取締役その他の役員又は従業員に割り当てられたものを除く。）の発行条件に従い、当社普通株式1株当たりの対価（以下、本「5 新規発行新株予約権証券（第17回新株予約権）」において、「取得価額等」という。）の下方修正等が行われた場合調整後行使価額は、下方修正等が行われた後の取得価額等が適用される日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに当社普通株式を交付する場合調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

本号 及び の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号 及び にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする

- (3) 当社は、本新株予約権の発行後、下記第(4)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「株式分割等による行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新発行・処分普通株式数}}{\text{時価}} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新発行・処分普通株式数}}$$

- (4) 株式分割等による行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

株式の分割により当社普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

株主に対する無償割当てにより当社普通株式を発行又は処分する場合

調整後行使価額は、無償割当ての効力発生日以降、又は無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

本号及びの場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号及びにかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

- (5) 当社は、第17回新株予約権の発行後、下記第(6)号に定める特別配当の支払いを実施する場合には、次に定める算式(以下、本「2 新規発行新株予約権証券(第17回新株予約権証券)」において、「特別配当による行使価額調整式」といい、新株式発行等による行使価額調整式とあわせて「行使価額調整式」と総称する。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{時価} - 1 \text{株当たり特別配当}}{\text{時価}}$$

「1株当たり特別配当」とは、特別配当を、剰余金の配当に係る基準日における各社債の金額当たりの本新株予約権の目的である株式の数で除した金額をいう。1株当たり特別配当の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

- (6) 「特別配当」とは、本「2 新規発行新株予約権証券(第17回新株予約権)」において、別記「新株予約権の行使期間」欄記載の本新株予約権の行使期間の末日までの間に到来する配当に係る基準日における、当社普通株式1株当たりの剰余金の配当(会社法第455条第2項及び第456条の規定により支払う金銭を含む。金銭以外の財産を配当財産とする剰余金の配当の場合には、かかる配当財産の簿価を配当の額とする。)の額に当該基準日時点における割当株式数を乗じて得た金額をいう。

特別配当による行使価額の調整は、各特別配当に係る基準日に係る会社法第454条又は第459条に定める剰余金の配当決議が行われた日の翌日以降これを適用する。

- (7) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

	(8) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。 行使価額調整式で使用する時価は、株式分割等による行使価額調整式の場合は調整後行使価額が初めて適用される日(但し、上記第(4)号の場合は基準日)、又は特別配当による行使価額調整式の場合は当該剰余金の配当に係る基準日にそれぞれ先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式数を控除した数とする。また、上記第(4)号の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。 (9) 本項第(2)号、第(4)号及び第(5)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。 その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生等により行使価額の調整を必要とするとき。 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。 (10) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、本項第(2)号及び第(4)号に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	金1,800,840,000円
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の本新株予約権の目的である株式の総数で除した額とする。 2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

新株予約権の行使期間	2026年8月25日(当日を含む。)から2030年8月23日(当日を含む。)までとする。 なお、行使期間最終日が取引日でない場合はその前取引日を最終日とする。ただし、以下の期間については、行使請求をすることができないものとする。 振替機関が本新株予約権の行使の停止が必要であると認めた日 別記「組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」に定める組織再編行為をするために本新株予約権の行使の停止が必要である場合であって、当社が、行使請求を停止する期間(当該期間は1か月を超えないものとする。)その他必要事項を当該期間の開始日の1か月前までに本新株予約権者に通知した場合における当該期間
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	1. 本新株予約権の行使請求の受付場所 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 2. 行使請求の取次場所 該当事項なし。 3. 行使請求の払込取扱場所 株式会社みずほ銀行 新橋支店 東京都港区新橋二丁目1番3号
新株予約権の行使の条件	本新株予約権の一部行使はできない。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	該当事項なし。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みにに関する事項	該当事項なし。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。

(注) 1. 第17回新株予約権の行使請求の方法

- (1) 第17回新株予約権を行使請求しようとする場合は、上表「新株予約権の行使期間」欄に定める行使期間中に同「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求の受付場所に行行使請求に必要な事項を通知しなければなりません。
- (2) 第17回新株予約権を行使請求しようとする場合は、上表「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求の受付場所に前号の行使請求に必要な事項を通知し、かつ、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて上表「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとします。
- (3) 第17回新株予約権の行使請求の効力は、上表「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求の受付場所に行行使請求に必要な事項が全て通知され、かつ当該第17回新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が前号に定める口座に入金された日に発生します。
- (4) 上記の規定に基づき、第17回新株予約権の行使請求が行われた場合、当社は、当該新株予約権者に対し、本買取契約及び第17回新株予約権に係る発行要項に基づき本新株予約権者の第17回新株予約権の行使請求が可能である場合には、本新株予約権の行使を拒否することができません。
- (5) 本(注)2. に従い行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできません。

2. 第17回新株予約権証券の発行及び株式の交付方法

- (1) 当社は、第17回新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しません。
- (2) 当社は、第17回新株予約権の行使請求の効力が生じた日の2銀行営業日後の日に、当該本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加記録を行うことによって株式を交付します。

3. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等

第17回新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受けるものとします。また、第17回新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従うものとします。

4. 当社の株券の売買について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容

該当事項はありません。

5. 当社の株券の貸借に関する事項について割当予定先と当社の特別利害関係者等との間で締結される予定の取決めの内容

該当事項はありません。

6. その他投資者の保護を図るために必要な事項

該当事項はありません。

7. その他

(1) 会社法その他の法律の改正等、第13回新株予約権発行要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じます。

(2) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とします。

(3) その他本新株予約権の発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任します。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

6 【新規発行新株予約権付社債(第6回無担保転換社債型新株予約権付社債)】

銘柄	クオインタムソリューションズ株式会社 第6回無担保転換社債型新株予約権付社債
記名・無記名の別	無記名式とし、新株予約権付社債券は発行しない。
券面総額又は振替社債の総額(円)	金2,067,200,000円
各社債の金額(円)	金51,680,000円
発行価額の総額(円)	金2,067,200,000円
発行価格(円)	各社債の金額100円につき金100円 但し、本転換社債新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しない。
利率(%)	本転換社債には利息を付さない。
利払日	該当事項なし。
利息支払の方法	該当事項なし。
償還期限	2030年10月18日(金)
償還の方法	- 満期償還 本転換社債は、2030年10月18日にその総額を本転換社債の金額100円につき金100円で償還する。 - 本項に定める償還すべき日が銀行休業日にあたるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。 - 当社は、本新株予約権付社債の発行後いつでも本新株予約権付社債を買い入れることができる。買い入れた本新株予約権付社債について消却を行う場合、本社債又は本新株予約権の一方のみを消却することはできない。
募集の方法	第三者割当の方法により、CVI Investments, Inc.に全額を割り当てる。
申込証拠金(円)	該当事項なし。
申込期間	2026年8月24日(月)
申込取扱場所	クオインタムソリューションズ株式会社 管理部 東京都千代田区丸の内1丁目9番2号
払込期日	2026年8月24日(月)
振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋兜町7番1号
担保	本新株予約権付社債には担保及び保証は付されておらず、また、本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。
財務上の特約(担保提供制限)	当社は、本新株予約権付社債の未償還残高が存する限り、本新株予約権付社債発行後、当社が国内で今後発行する他の転換社債型新株予約権付社債に担保権を設定する場合には、本新株予約権付社債のためにも、担保付社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定する。なお、転換社債型新株予約権付社債とは、会社法第2条第22号に定められた新株予約権付社債であって、会社法第236条第1項第3号の規定に基づき、新株予約権の行使に際して、当該新株予約権に係る社債を出資の目的とすることが新株予約権の内容とされたものをいう。
財務上の特約(その他の条項)	該当事項なし。

- (注) 1 本新株予約権付社債については、2026年8月7日（金）開催の当社取締役会において発行を決議しております。
- 2 社債管理者
本新株予約権付社債は、会社法第702条但し書及び会社法施行規則第169条の要件を充たすものであり、社債管理者は設置されない。
- 3 本新株予約権付社債に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容
当社は、割当予定先との間で、金融商品取引法に基づく本新株予約権付社債の募集に係る届出の効力発生を買い取りの条件とする本新株予約権付社債の割当て等を規定する本C V I 買取契約を本日付で締結いたします。
本C V I 買取契約において、以下の内容が定められています。
- (1) 本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行については、下記事項を満たしていること等を条件とする。
本買取契約に定める当社の表明保証が重要な点において正確であり、当社が重要な誓約事項を遵守していること
本新株予約権付社債の発行につき、差止命令等がなされていないこと
当社普通株式が上場廃止となっていないこと
当社について重大な悪影響となる事象が生じていないこと
割当予定先が当社の役員や代理人から提供された重要な未公表情報を保有していないこと
有価証券届出書(金融商品取引法に基づく)が提出され、その効力が発生していること
- (2) 本C V I 買取契約上、下記の本新株予約権付社債の買入消却及び本新株予約権の買戻しに関する合意がなされております。
合併、株式交換、株式移転その他の企業再編
公開買付け
上場廃止に至る可能性のある事由
監督当局による指定
契約違反等の事由
以上の事由が発生した場合、割当予定先の請求に基づき当社が本新株予約権付社債を早期に償還(買入消却)し、本新株予約権を買い戻す仕組みを設けております。また、割当予定先が本新株予約権の行使により当社へ払い込んだ金額が一定額を超えた場合にも、割当予定先の請求に基づき当社が本新株予約権付社債を早期に償還(買入消却)することができる仕組みを設けております。
- (3) 第17回新株予約権の取得に関する合意
第17回新株予約権については、合併、株式移転、事業譲渡等により当社の支配権に重大な変動が生じる場合や、当社株式の上場廃止、債務不履行等の事由が発生した場合には、割当予定先の請求に基づき、当社は割当予定先が保有する第17回新株予約権をブラック・ショールズ方式に基づき算定される価額で取得することに合意しております。
- 4 社債権者に対する通知の方法
本新株予約権付社債権者に対する通知は、当社の定款所定の公告の方法によりこれを行う。但し、法令に別段の定めがある場合を除き、公告に代えて各本社債権者に書面により通知する方法によることができる。
- 5 社債権者集会に関する事項
(1) 本社債の社債権者集会は、当社がこれを招集するものとし、開催日の少なくとも2週間前までに本社債の社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号所定の事項を公告又は通知する。
(2) 本社債の社債権者集会は東京都においてこれを行う。
(3) 本社債の種類(会社法第681条第1号に定める種類をいう。)の社債の総額(償還済みの額を除き、当社が有する当該社債の金額の合計額は算入しない。)の10分の1以上に当たる本社債を有する本社債権者は、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当社に提出して、社債権者集会の招集を請求することができる。
- 6 償還金支払事務取扱場所(償還金支払場所)
クオインタムソリューションズ株式会社 管理部
- 7 取得格付
本新株予約権付社債について、当社の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

(新株予約権付社債に関する事項)

当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質	1. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数 別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄のとおり。また、普通株式の株価の下落により転換価額が下方に修正された場合、本転換社債型新株予約権の行使により交付される普通株式数が増加する。 2. 転換価額の修正基準 本新株予約権付社債の転換価額は、払込日から6か月を経過した日を初回の修正日とし、その後は6か月ごと（満期日を含む。）に修正されます。各修正日における転換価額は、当該修正日の直前5取引日における当社普通株式の各取引日の出来高加重平均価格（VWAP）のうち最も低い価格（以下「市場価格」といいます。）の90%に相当する価額に修正される。ただし、修正後の転換価額は、当初転換価額の110%に相当する価額を上限とし、64円を下限とする。 3. 転換価額の修正頻度 上記第2項に記載の条件に該当する都度、修正される。 4. 転換価額の下限 「下限転換価額」は、64円（取締役会決議日前日終値の50%相当額）とする。（但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項の規定を準用して調整される。下限行使価額は、直近の東証における株価水準を考慮の上で当社が決定したものである。） 5. 本新株予約権には、当社の決定により本新株予約権の全部の取得を可能とする条項が設けられている（詳細は、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄を参照）。
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式 完全議決権株式であり株主の権利に特に制限のない株式 単元株式数 100株
新株予約権の目的となる株式の数	行使により当社が当社普通株式を交付する数は、新株予約権の行使請求（以下、本「1 新規発行新株予約権付社債（第5回無担保転換社債型新株予約権付社債）」において「行使請求」という。）に係る本転換社債の払込金額の総額を別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項に定める転換価額で除した数とし、上限は6,800,000株とする。但し、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。
新株予約権の行使時の払込金額	1 各本転換社債新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該本転換社債新株予約権に係る本転換社債とし、出資される財産の価額は、当該本転換社債新株予約権に係る本転換社債の金額と同額とする。 2 転換価額は、116円とする。但し、転換価額は本欄第3項の規定により修正、又は、第4項の規定に従って調整される。 3 転換価額の修正 (1) 本新株予約権付社債の転換価額は、払込日から6か月を経過した日を初回の修正日とし、その後は6か月ごと（満期日を含む。）に修正されます。各修正日における転換価額は、当該修正日の直前5取引日における当社普通株式の各取引日の出来高加重平均価格（VWAP）のうち最も低い価格（以下「市場価格」といいます。）の90%に相当する価額に修正される。 ただし、修正後の転換価額は、当初転換価額の110%に相当する価額を上限とし、下限行使価額を下回らないものとする。 (2) 行使価額は64円（但し、本欄第3項による調整を受ける。）を下回らないものとする。本項(1)の計算によると修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合、行使価額は下限行使価額とする。

4 転換価額の調整

- (1) 本新株予約権付社債の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合等で、当社普通株式の新たな発行又は当社の保有する当社普通株式の処分における払込金額（下記(2)第 号の場合は、取得請求権付株式に係る取得請求権又は新株予約権を当初の発行条件に従い行使する場合の下記(2)第 号定義する取得価額等。また、下記第(2)号 の場合は、下方修正等が行われた後の取得価額等）が、本項第(2)号において調整後転換価額の適用開始日として定める日において有効な転換価額を下回る場合には、転換価額は当該払込金額又は取得価額等と同額に調整される。但し、かかる調整後の転換価額が本新株予約権付社債に係る発行決議64円（下記第(2)号、第(4)号及び第(9)号の規定を準用して調整される。）を下回ることとなる場合には転換価額は下限転換価額とする。

- (2) 新株式発行等により転換価額の調整を行う場合及び調整後転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を除く。）（但し、譲渡制限付株式報酬制度に基づき当社又はその関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。以下同じ。）の取締役その他の役員又は従業員に当社普通株式を交付する場合、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換、株式交付又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）（但し、第6回無担保転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権並びに第16回新株予約権及び第17回新株予約権を除き、以下「取得請求権付株式等」と総称する。）を発行又は付与する場合（無償割当ての場合を含む。但し、当社又はその関係会社の取締役その他の役員又は従業員に新株予約権を割り当てる場合を除く。）

調整後転換価額は、払込期日（払込期間を定めた場合にはその最終日とし、新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

取得請求権付株式等（当社又はその関係会社の取締役その他の役員又は従業員に割り当てられたものを除く。）の発行条件に従い、当社普通株式1株当たりの対価（以下「取得価額等」という。）の下方修正等が行われた場合

調整後転換価額は、下方修正等が行われた後の取得価額等が適用される日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに当社普通株式を交付する場合

調整後転換価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

本号 及び の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号 及び にかかわらず、調整後転換価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}) \times \text{調整前転換価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

- (3) 当社は、本新株予約権付社債の発行後、本項第(4)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「株式分割等による転換価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新発行・処分普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新発行・処分普通株式数}}$$

- (4) 株式分割等による転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

株式の分割により当社普通株式を発行する場合

調整後転換価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

株主に対する無償割当てにより当社普通株式を発行又は処分する場合
調整後転換価額は、無償割当ての効力発生日以降、又は無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

本号 及び の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号 及び にかかわらず、調整後転換価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}) \times \text{調整前転換価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

- (5) 当社は、本新株予約権付社債の発行後、下記第(6)号に定める特別配当の支払いを実施する場合には、次に定める算式(以下「特別配当による転換価額調整式」といい、株式分割等による転換価額調整式とあわせて「転換価額調整式」と総称する。)をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{時価} - \text{1株当たり特別配当}}{\text{時価}}$$

「1株当たり特別配当」とは、特別配当を、剰余金の配当に係る基準日における各社債の金額当たりの本新株予約権の目的である株式の数で除した金額をいう。1株当たり特別配当の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

	(6) 「特別配当」とは、本「6 新規発行新株予約権付社債」において、別記「新株予約権の行使期間」欄記載の新株予約権の行使期間の末日までの間に到来する配当に係る各基準日における、当社普通株式1株当たりの剰余金の配当(会社法第455条第2項及び第456条の規定により支払う金銭を含む。金銭以外の財産を配当財産とする剰余金の配当の場合には、かかる配当財産の簿価を配当の額とする。)の額に当該基準日時点における各社債の金額当たりの本新株予約権の目的である株式の数を乗じて得た金額をいう。 特別配当による転換価額の調整は、各特別配当に係る基準日に係る会社法第454条又は第459条に定める剰余金の配当決議が行われた日の翌日以降これを適用する。 (7) 転換価額調整式により算出された調整後転換価額と調整前転換価額との差額が1円未満にとどまる場合は、転換価額の調整は行わない。但し、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生し、転換価額を調整する場合には、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて調整前転換価額からこの差額を差し引いた額を使用する。 (8) 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。 転換価額調整式で使用する時価は、株式分割等による転換価額調整式の場合は調整後転換価額が初めて適用される日(但し、本項第(4)号の場合は基準日、又は特別配当による転換価額調整式の場合は当該剰余金の配当に係る基準日)にそれぞれ先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。 転換価額調整式で使用する既発行株式数は、かかる基準日がない場合は、調整後転換価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式数を控除した数とする。また、上記第(4)号の場合には、転換価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。 (9) 本項第(2)号、第(4)号及び第(6)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。 その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生等により転換価額の調整を必要とするとき。 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。 (10) 転換価額の調整を行うときは、当社は、調整後転換価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前転換価額、調整後転換価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、本項第(2)号及び第(4)号に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	前記「券面総額又は振替社債の総額(円)」記載の金額

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本転換社債新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、上記「新株予約権の行使時の払込金額」欄記載の転換価額(転換価額が調整された場合は調整後の転換価額)とする。 2 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 (1) 本転換社債新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。 (2) 本転換社債新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
新株予約権の行使期間	2026年8月25日(当日を含む)から2030年8月23日(当日を含む)まで(以下、本「6 新規発行新株予約権付社債(第6回無担保転換社債型新株予約権付社債)」において、「行使請求期間」という。)とする。但し、行使期間を経過した後は、本転換社債新株予約権は行使できないものとする。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	1 新株予約権の行使請求の受付場所 クオインタムソリューションズ株式会社 管理部 東京都千代田区丸の内1丁目9番2号 2 新株予約権の行使請求取次場所 該当事項なし 3 新株予約権の行使に関する払込取扱場所 該当事項なし
新株予約権の行使の条件	1 本転換社債新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本転換社債新株予約権の行使を行うことはできないものとする。 2 本転換社債新株予約権の一部行使はできないものとする。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	該当事項なし。
新株予約権の譲渡に関する事項	1 本新株予約権付社債は、会社法第254条第2項本文及び第3項本文の定めにより、本転換社債新株予約権又は本社債の一方のみを譲渡することはできない。 2 本新株予約権付社債の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みにに関する事項	1 本転換社債新株予約権1個の行使に際し、当該本転換社債新株予約権が付された各本社債を出資するものとする。 2 本転換社債新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、各本社債の額面金額と同額とする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。

- (注) 1 本転換社債に付された本転換社債新株予約権の数
各本転換社債に付された本転換社債新株予約権の数は1個とし、合計40個の本転換社債新株予約権を発行します。
- 2 本転換社債新株予約権の行使請求の方法
- (1) 行使請求しようとする本新株予約権付社債権者は、当社の定める行使請求書に、行使する本転換社債新株予約権にかかる本新株予約権付社債を表示し、新株予約権を行使する年月日等を記載してこれに記名捺印し、上記表中「新株予約権の行使期間」欄の行使期間中に上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項「新株予約権の行使請求の受付場所」に提出しなければならない。
- (2) 本項に従い、行使請求の受付場所に対し行使請求に要する書類が到達した後、本転換社債新株予約権者は、これを撤回することができない。
- 3 本転換社債新株予約権の行使の効力発生時期
- (1) 本転換社債新株予約権の行使の効力は、上記2「本転換社債新株予約権の行使請求の方法」(1)の行使請求に必要な書類が上記表中「新株予約権の行使請求受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項「新株予約権の行使請求の受付場所」に到着した日に発生する。
- (2) 本転換社債新株予約権の行使の効力が発生したときは、当該本転換社債新株予約権にかかる本社債について弁済期が到来するものとする。
- 4 本転換社債新株予約権証券の発行及び株券の発行
当社は、本転換社債新株予約権にかかる新株予約権証券及び行使請求による株券を発行しない。当社は、行使の効力発生を条件として、当該行使にかかる本新株予約権付社債権者に対し、当該本新株予約権付社債権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。
- 5 本資金調達により資金調達をしようとする理由

(1) 資金調達の目的

当社グループは、事業全体の黒字化の早期実現及び企業価値の向上を目的として、AIソリューション事業を中核とした成長戦略を推進しております。主要事業として、AIインフラ、AIゲーム及び企業向けAIソリューションの各領域における事業基盤の構築を進めるとともに、新たな成長機会の創出に取り組んでおります。中長期的には、グローバル市場におけるAI関連事業の展開及び収益力の強化を基本方針とし、成長分野への重点的な経営資源の投入を継続してまいります。

近年、生成AI技術の急速な発展に伴い、大規模言語モデル(LLM)をはじめとするAIモデルの学習及び推論に必要な高性能計算資源に対する需要は世界的に拡大しております。特にGPUコンピューティングサービスに対する需要は急速に高まっており、AIデータセンターを中心としたAIインフラ市場は今後も継続的な成長が見込まれております。

また、当社は2025年9月に実施した資金調達により暗号資産投資事業を開始し、調達資金及び借入金を活用してビットコイン等の暗号資産を取得するなど、当初計画に沿って事業を推進してまいりました。これにより、当社グループはAI関連事業に加え、デジタルアセット分野においても新たな事業基盤の構築を進めております。

このような経営環境のもと、市場環境の変化および業界構造の変化を踏まえ、当社は既存事業の推進と並行して、経営資源の配分および投資の進め方について見直しを行いました。

当社グループは、AIソリューション事業を中核領域と位置付けつつ、ウェルネス事業における収益改善およびデジタルアセット領域における取り組みを進めております。

デジタルアセット領域においては、当連結会計年度において外部投資家（ARK Investment Management LLCや、米国の機関投資家であるHeights Capital Management, Inc.（以下「HCM」といいます。））が運用するCVI Investments, Inc.など）からの資金調達を実現したことを背景に、当連結会計年度よりイーサリアムを中心としたデジタルアセットの取得および運用を開始し、資産ポートフォリオの多様化を図りました。一方で、当連結会計年度においては暗号資産市場の価格変動により、期末評価に伴う多額の評価損を計上しております。当該損失は主として非現金性要因によるものであり、当連結会計年度の損益に影響を与えております。

また、各事業の推進にあたっては、事業特性および資本効率を踏まえ、段階的かつ慎重な投資方針を維持しております。

この結果、2026年2月期連結会計年度につきましては、売上高266百万円(前期比61.8%減)、営業損失704百万円(前期は営業損失477百万円)となりました。経常損失は2,526百万円(前期は経常損失464百万円)となり、親会社株主に帰属する当期純損失は2,546百万円(前期は親会社株主に帰属する当期純損失317百万円)となりました。

当社はAIソリューション事業を展開する中で、AIサービスの提供に不可欠な計算資源の重要性を強く認識してまいりました。今後、AI市場の拡大に伴い、高性能GPUを活用した計算資源に対する需要は更なる拡大が見込まれることから、当社はAI分野における事業領域を拡大し、新たな収益基盤を構築するため、日本国内においてAIデータセンター事業を開始することといたしました。

当社が計画するAIデータセンター事業では、NVIDIA B300 GPUサーバーを活用したGPUコンピューティングサービス、データセンターサービス及び関連するAIインフラサービスを提供する予定であります。当社は、AIデータセンター設備を段階的に導入する方針としており、まずは確実性の高い資金及び借入資金を活用して初期設備の導入を進め、その後の事業進捗、市場需要及び収益状況を踏まえながら設備の拡張を行うことで、事業リスクを抑制しつつ成長を実現する方針です。

本資金調達は、AIデータセンター事業の開始に必要なデータセンター保証金、内装・配線工事費用、設備設置費用及びその他初期導入に必要な資金に加え、第13回新株予約権をC V Iとの合意により取得償却する予定であり、新たに暗号資産(イーサリアム)の取得資金として1,780百万円及び第4回新株予約権付社債の償還資金が含まれており、これらの資金使途に充当することを目的として実施するものであります。

また、当社は本資金調達と併せて借入による資金調達を実施し、GPUサーバー、ネットワーク機器及びストレージ機器等のハードウェア資産の取得を進める予定です。

借入については、当社完全子会社であるコンパスクラウドAIジャパン株式会社において、GPUサーバー、ネットワーク機器及びストレージ機器等のハードウェア資産の取得資金に充当することを目的として借入による資金調達を実施し、充当することを計画しております。当該借入の実施時期、借入金額、借入先その他の条件については、現時点では未定であり、借入先等の関係先との協議を今後も進めております。そのため、今後、当該借入の内容が確定し、開示すべき事項が生じた場合には、速やかに開示いたします。

当社は、本資金調達によりAIデータセンター事業の立ち上げに必要な事業基盤を整備し、AIインフラ市場への本格参入を実現するとともに、既存のAIソリューション事業とのシナジー創出を図ってまいります。さらに、GPUコンピューティングサービス及びAIインフラサービスを提供することで、中長期的かつ安定的な収益基盤を構築し、企業価値の向上を目指してまいります。

なお、本第三者割当による新株式及び新株予約権、新株予約権付社債の発行により、既存株主の持株比率が希薄化する可能性があります。しかしながら、本資金調達により開始するAIデータセンター事業は、今後のAI市場の成長を取り込むための重要な戦略投資であり、当社のAIソリューション事業との高い親和性を有しております。当社は、本資金調達を通じてAIインフラ領域へ事業領域を拡大し、中長期的な収益力の向上及び企業価値の向上を実現することで、既存株主の利益にも資するものと判断しております。

当社グループは、今後もAIソリューション事業、暗号資産投資事業及びAIデータセンター事業を成長戦略の中核事業として推進し、持続的な成長及び企業価値の最大化を図ります。

また、本第三者割当と同時に、当社は、2025年10月14日付で発行した第13回新株予約権及び第4回無担保転換社債型新株予約権付社債について、保有者であるC V Iとの間でリファイナンスを実施する予定です。

具体的には、第13回新株予約権については、保有者であるC V Iとの合意に基づき当社が取得及び消却を行うとともに、これに代わる新たな第17回新株予約権を発行する予定です。また、第4回無担保転換社債型新株予約権付社債については、新たな第6回無担保転換社債型新株予約権付社債を発行し、第4回無担保転換社債型新株予約権付社債の償還価額と第6回無担保転換社債型新株予約権付社債の払込金額とを相殺する方法により借換えを実施する予定であり、新たな資金の流入を伴うものではありません。

本リファイナンスを実施する理由は、現在発行している第13回新株予約権及び第4回無担保転換社債型新株予約権付社債に係る潜在株式数が相当数存在しており、将来的な株式価値の希薄化に対する市場の懸念要因となり得ることから、これらの潜在株式数を削減するとともに、転換条件及び行使条件等を見直し、当社の資本政策をより適切な内容へ再構築することにあります。

なお、当社が2025年10月14日付で発行した第13回新株予約権、第14回新株予約権及び第4回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行時及び現時点における残存状況は、以下のとおりです。

対象	当初の発行数 (付与数)	当初調達 予定金額	現在の残存数	現在の調達金額
第13回新株予約権	140,000個 (14,000,000株)	8,449百万円	108,900個 (10,890,000株)	1,881百万円 (注)
第14回新株予約権	200,000個 (20,000,000株)	11,837百万円	200,000個 (20,000,000株)	97百万円 (注)
第4回新株予約権付社債	上限3,200,000株	2,067百万円	2,067百万円（ 転換実績はありません。）	2,067百万円

(注) 第13回新株予約権は、2025年10月15日から2025年10月31日までに31,100個(行使価額589円、発行株式数3,110,000株)が行使され、第13回新株予約権の発行価額49百万円及び第13回新株予約権の行使により調達した資金1,881百万円、第14回新株予約権の発行価額97百万円を調達しております。

第13回新株予約権については、既存の新株予約権を取得及び消却した上で、新たに潜在株式数を抑えた第17回新株予約権へ切り替えることにより、潜在的な希薄化規模の縮小を図ります。また、第4回無担保転換社債型新株予約権付社債についても、第6回無担保転換社債型新株予約権付社債へ借り換えることにより、償還期限、転換価額及び転換価額の調整条件等を見直すことで、財務負担の平準化及び資本政策の柔軟性の向上を図ることを目的としております。

なお、第14回新株予約権については、現在まで行使は行われておりません。これは、第14回新株予約権の行使価額と市場株価の状況等を踏まえ、割当先において現時点では行使する経済合理性が乏しいと判断されているためと認識しております。このため、2025年10月14日に発行した第14回新株予約権200,000個は、現在も全数が残存しております。

一方、本リファイナンスは、第13回新株予約権及び第4回無担保転換社債型新株予約権付社債について、C V Iとの協議及び合意に基づき、潜在株式数の削減、行使・転換条件の見直し及び資本政策の適正化を目的として実施するものであり、第14回新株予約権はその対象としておりません。そのため、第14回新株予約権については取得及び消却を実施せず、従前の条件のまま存続させる予定です。

当社は、本第三者割当による資金調達と本リファイナンスを一体として実施することにより、AIデータセンター事業への投資に必要な資金を確保するとともに、既存の資本性証券に係る潜在株式数の削減及び条件の適正化を図り、将来的な希薄化リスクの低減、財務基盤の安定化及び資本構成の改善を実現することで、中長期的な企業価値の向上を目指してまいります。

また、当社は、2026年5月28日付「上場維持基準(純資産基準)への適合に向けた計画(改善期間入り)について」にて公表したとおり、2026年2月末時点において、東京証券取引所スタンダード市場の上場維持基準のうち「純資産」基準に適合しておらず、純資産の改善及び安定的な財務基盤の回復を重要な経営課題として改善計画に取り組んでおります。

当該改善期間は2027年2月末日までであり、同日までに純資産基準への適合見込みを開示できなかった場合には監理銘柄(確認中)に指定され、その後、東京証券取引所による適合判定の結果、純資産基準への適合が確認されなかった場合には整理銘柄への指定を経て上場廃止となる予定です。当社は、2026年7月13日付で公表した「上場維持基準(純資産基準)への適合に向けた計画の進捗状況について(第1回)」において、AIインフラストラクチャ(AIDC)事業を中長期的な成長戦略の中核事業として位置付け、その事業化に向けた取組を着実に進めていることを公表しております。

具体的には、AIデータセンター容量の確保に向けた保証金の支払を完了するとともに、事業運営体制の構築及び資金調達体制の整備を進めております。また、GPUサーバー、ネットワーク機器及びストレージ機器等のAIインフラ資産の整備についても具体的な検討及び準備を進めており、AIデータセンター事業の早期立ち上げに向けた基盤整備を着実に進めております。

本第三者割当は、これらの取組をさらに加速させるために必要な資金を調達するものであり、調達資金を活用してAIインフラ資産の取得及び事業基盤の整備を進めることにより、AIインフラ事業の収益化を図り、収益基盤及び財務基盤の強化を通じて、上場維持基準(純資産基準)への適合を目指すものであります。

なお、本資金調達により調達する資金については、AIデータセンター事業の開始、暗号資産(イーサリアム)の取得、第13回新株予約権の取得及び第4回無担保転換社債型新株予約権付社債の償還等に充当する予定であり、調達した資金を債務超過の解消を目的とした資金使途に充当する予定はありません。しかしながら、本第三者割当増資によって新株式を発行することに伴い、払込金額のうち資本金及び資本準備金として計上される約647百万円が純資産に加算される見込みであり、2026年5月末時点における連結純資産424百万円を踏まえると、本第三者割当の実行により債務超過は解消される見込みです。

しかしながら、本第三者割当増資による新株式の発行に伴い一時的に債務超過は解消される見込みであるものの、2026年7月13日付「営業外収益及び営業外費用の計上に関するお知らせ」にて公表したとおり、当社連結子会社が保有する暗号資産については、2027年2月期第1四半期末(2026年5月31日)時点における平均取得単価(簿価)が、ETHは2,003.97米ドル、BTCは73,593.00米ドルとなっております。一方で、暗号資産の市場価格は日々変動しており、当該簿価を下回る水準で推移した場合には、今後の四半期決算等において暗号資産評価損を計上する可能性があります。

このため、本第三者割当増資の実行により直ちに財務基盤の安定化が確実となるものではなく、当社の連結純資産の額は今後の事業の進捗、業績の推移及び暗号資産の市場価格の変動等の影響を受けることから、債務超過の解消後においても連結純資産の状況については不透明な要素が存在し、継続する見込みであります。そのため、当社としては、AIインフラストラクチャ(AIDC)事業の早期収益化及び収益基盤の強化を図ることにより、継続的な財務基盤の改善に努めてまいります。

一方で、当社としては、上場維持基準への継続的な適合及び安定的な財務基盤を維持するためには、一時的な純資産の改善にとどまらず、AIデータセンター事業等への成長投資を通じて継続的な収益力を強化することが重要であると考えております。そのため、新株式及び第16回新株予約権による調達資金については、AIデータセンター事業資金に充当することで、企業価値の向上を目指してまいります。

(2) 資金調達の方法として本新株式及び第16回及び第17回新株予約権、新株予約権付社債を選定した理由

当社は、本資金調達を実施するにあたり、各種資金調達方法について慎重に比較検討を進めてまいりました。その結果、当社は、下記「(本新株予約権の特徴)」に記載した本新株予約権の特徴及び留意事項、他の資金調達方法との比較を踏まえ、第三者割当による本新株の発行と本新株予約権の発行を組み合わせる資金調達を行うことが最適であると判断いたしました。また、本資金調達を実施するにあたり、本第三者割当により発行する本新株式及び第16回新株予約権による資金調達と、既発行の第13回新株予約権及び第4回無担保転換社債型新株予約権付社債のリファイナンスを一体として実施することが、当社の資金需要及び資本政策の双方の観点から最も適切な方法であると判断し、本第三者割当及びリファイナンスを実施することといたしました。

本資金調達方法は、本新株式の発行によって、一部の資金を確実に調達できること、本新株予約権の行使指示によって株価に対する一時的な影響を抑制しつつ資金調達をすることができることから、当社といたしましては、当社株式の流動性を考慮し、本新株式による調達を全体の一部にとどめ、一方で本新株予約権での調度を主体とすることで、短期的に株価に大きな影響を及ぼす可能性を軽減でき、市場環境に応じて割当予定先が適宜行使を実施することによって資金調達が可能となることから、新株式と新株予約権の配分を短期的に最低限必要となる資金調達ニーズは新株式で調達し、中長期的な資金調達ニーズについては新株予約権で調達する成長戦略のバランスを考慮し、今回の割当予定先に対する本新株式及び本新株予約権の発行という方法を資金調達の手法として選択いたしました。また、当社は、2026年5月28日に提出した第27期(2026年2月期)有価証券報告書において、2026年2月末時点で連結純資産がマイナスとなり債務超過となったことを公表しております。また、同日付で公表した「上場維持基準(純資産基準)への適合に向けた計画(改善期間入り)」について、当社は東京証券取引所の上場維持基準(純資産基準)への適合に向けた改善期間に入っており、早期の債務超過の解消及び財務基盤の改善が重要な経営課題となっております。さらに、2026年7月13日付で公表した「上場維持基準(純資産基準)への適合に向けた計画の進捗状況について(第1回)」において、AIインフラストラクチャ(AIDC)事業を中核事業として推進するための事業基盤の整備状況や上場維持基準への適合に向けた取組の進捗状況について公表しております。本第三者割当は、当該計画に基づく取組をさらに推進するための資金を調達するものであり、AIインフラ事業の収益基盤及び財務基盤の強化を通じて、継続的な企業価値の向上及び上場維持基準(純資産基準)への適合を目指すしております。そのため、当社が債務超過の改善期間に入っていることも踏まえ、自己資本の充実及び財務基盤の改善を早期に図る必要があることから、払込時に確実に資金及び自己資本を確保できる新株式の発行を併用することは、当社の財務基盤の改善の観点からも適切であると判断しております。

一方、当社は2025年10月14日付で発行した第13回新株予約権及び第4回無担保転換社債型新株予約権付社債について、現在も相当数の潜在株式が残存していることから、将来的な希薄化に対する市場の懸念要因となり得るものと認識しております。そのため、本第三者割当と同時に、第13回新株予約権を保有者との合意により取得及び消却した上で第17回新株予約権へ切り替えるとともに、第4回無担保転換社債型新株予約権付社債についても、第6回無担保転換社債型新株予約権付社債へ借り換えるリファイナンスを実施することといたしました。

本リファイナンスでは、第13回新株予約権の取得及び消却並びに第17回新株予約権の発行により潜在株式数の削減を図るとともに、第4回無担保転換社債型新株予約権付社債については、第6回無担保転換社債型新株予約権付社債を発行し、第4回無担保転換社債型新株予約権付社債の償還価額と第6回無担保転換社債型新株予約権付社債の払込金額とを相殺する方法により借換えを行います。当該借換えは、新たな資金流入を伴うものではなく、既存の資本性証券の条件を見直すことにより、資本政策の柔軟性を高めることを目的としております。

当社は、下記「(本新株予約権の特徴)」に記載した本新株予約権の特徴及び留意事項、他の資金調達方法との比較を踏まえ、本新株式及び本新株予約権の発行が、資金調達手段として最適であると判断し、その発行を決議いたしました。

（第16回及び第17回新株予約権の特徴）

第16回及び第17回新株予約権の内容は、新株予約権の行使価額と対象株式数を固定することにより、既存株主の皆様の株式価値の希薄化の抑制が図られるように定められており、以下の特徴があります。なお、当社は割当予定先に、本新株予約権の行使を行う上で、当社の資金ニーズ及び市場環境等を勘案しながら、適宜行使を行っていくことを共通認識として確認しております。

行使価額及び対象株式数の固定

第16回及び第17回新株予約権は、価格修正条項付きのいわゆるMSCBやMSワラントとは異なり、行使価額及び対象株式数の双方が固定されており、将来的な市場株価の変動によって行使価額が変動することはありません。

また、第16回及び第17回新株予約権の対象株式数も発行当初から発行要項に示される株式数で固定されており、将来的な市場株価の変動によって潜在株式数が変動することはありません。

取得条項(第16回新株予約権)

第16回新株予約権には、いつでも一定の手続きを経て、当社は第16回新株予約権の全部又は一部を取得することができる旨の取得条項が付されております。かかる取得条項により当社は将来的に資金調達ニーズが後退した場合、又はより有利な他の資金調達手法が確保された場合には、その判断により取得条項に従い第16回新株予約権者の保有する本新株予約権の全部または一部を発行価額相当額で取得することができ、第16回新株予約権の発行後も資本政策の柔軟性を確保することができます。

なお、第16回新株予約権に買取請求権(取得条項)を設定することは、当社の資本政策の柔軟性を確保する観点からも、割当予定先の行使を促すという観点からも、当社にとっては有利であります。

譲渡制限

第16回及び第17回新株予約権は、割当予定先に対する第三者割当ての方法により発行されるものであり、当社と割当予定先との間で締結される予定の総数引受契約にて、本新株予約権の譲渡には当社取締役会の承認を要する旨の制限を定める予定です。

（本新株予約権付社債）

転換価額の修正

第6回無担保転換社債型新株予約権付社債の当初転換価額は116円としますが、転換価額は、払込日から6か月を経過した日を初回の修正日とし、その後は6か月ごと（満期日を含みます。）に修正されます。各修正日における転換価額は、その時点における市場価格の90%に相当する金額とされます。ただし、修正後の転換価額は、当初転換価額の110%に相当する金額を上限とし、取締役会前日終値の約50%に相当する64円を下限として設計されております。

このような転換価額の修正スキームは、市場株価の変動を一定程度反映させることで投資家にとって転換可能性を維持しつつ、当社においても資本政策上の柔軟性を確保することを目的としております。また、転換価額の上限及び下限を設定することにより、株価上昇時には過度な転換価額の上昇を防止するとともに、株価下落時においても一定水準以下への転換価額の低下を抑制することで、既存株主の希薄化に一定の歯止めを設ける設計となっております。

特に、下限転換価額を取締役会決議日前日終値の約50%に相当する64円とした理由は、投資家に対して一定の転換機会を確保しつつも、過度な株価下落局面において転換価額が著しく低下することを防止し、既存株主の利益に配慮するためです。一方、本新株予約権付社債については、第4回新株予約権付社債のリファイナンスを目的として発行するものであり、満期時における多額の償還資金負担の発生リスクを軽減する観点から、投資家による転換が円滑に進む条件とすることが重要であると考えております。本新株予約権付社債は、各修正日の直前5取引日の最も安いVWAPの90%に相当する価額へ転換価額が修正されるため、株価が一定程度上昇した局面においては、上限転換価額を設けない場合であっても一定の転換インセンティブは働くものと考えております。なお、修正直前日の終値が修正直前5取引日のVWAPのうち最も低い価格を上回る場合には、修正後の転換価額が修正直前日の終値の90%を下回る可能性があります。

他方、株価が大幅に上昇した局面においては、上限転換価額が存在しない場合、転換価額も株価に応じて上昇することとなり、投資家の転換インセンティブが相対的に低下する可能性があります。このため、本新株予約権付社債では、株価が大幅に上昇した局面においても一定の転換インセンティブを維持し、第4回新株予約権付社債のリファイナンスの実効性及び満期償還リスクの低減を図る観点から、転換価額の上方修正に当初転換価額の110%という上限を設けております。一方で、当社株価が下落した局面においては、下限転換価額を設けることにより、過度に低い転換価額への修正を防止し、既存株主の過度な希薄化にも配慮した設計としております。

また、転換価額の修正頻度については、払込日から6か月経過後を初回とし、その後は6か月ごととしております。これは、短期間で頻繁に転換価額を修正するいわゆるMSCBとは異なり、一定期間転換価額を固定することにより株価の短期的な変動の影響を抑制し、安定した資本政策を維持することを目的とするものです。また、半年ごとに市場価格を反映した見直しを行うことで、市場実勢との乖離を一定程度是正しながら、投資家による転換可能性を維持することができると考えております。

なお、本新株予約権付社債は、転換価額が半年ごとに見直されるものの、毎週又は毎月のような頻繁な修正を行うものではなく、また、転換価額には上限及び下限が設けられていることから、株価の短期的な変動に応じて転換価額が継続的に切り下がる仕組みとは異なります。当社は、このような条件設定により、資本政策の柔軟性と既存株主への配慮とのバランスが図られているものと判断しております。

なお、本条件は、割当予定先であるCVI Investments, Inc.の資産運用を行うHCMとの協議を重ねた結果、当社の資本政策、財務基盤の安定化及び既存株主への影響等を総合的に勘案し、双方が受け入れ可能な条件として合意したものであり、合理的な内容であると判断しております。

行使価額及び転換価額等の希薄化防止条項(以下、「調整式」といいます。)

()第17回新株予約権

第17回新株予約権に係る調整式につきましては、フルラチェット方式を採用することといたしました。これは、割当予定先であるCVIからの強い要請を受けたものであり、当社においても資金調達の必要性が高まっているなかで、他の増資手段や条件設定では十分な規模やスピードをもって資金を確実に調達することが困難であると判断したためであります。したがって、フルラチェット方式の採用は、資金調達の確実性を最優先に確保するという観点から、当社にとって実質的に唯一の選択肢であったと言えます。

フルラチェット方式の特徴は、当社が将来、時価を下回る価額で新株式の発行や自己株式を処分した場合、または新株予約権や取得請求権付株式を発行・付与した場合などに、常に本新株予約権の価額が当該条件に合わせて、即座に新たに発行した時価を下回る価額まで調整される点にあります。これにより、割当予定先は後発的に当社がより有利な条件で株式を発行した場合でも、常にその条件に合わせて行使できることとなり、投資回収の不確実性が大幅に低減されます。このように、フルラチェット方式は割当予定先にとって強固な保護を与える仕組みであり、ひいては当社にとっても資金調達の確実性を飛躍的に高めるというメリットを有しております。

一方で、この仕組みは既存株主にとって重大なデメリットをもたらします。すなわち、当社が時価を下回る条件で新株式等を発行するたびに、新株予約権の価額が繰り返し下方修正され、その結果として既存株主の持分比率が段階的に希薄化していく可能性がある点です。この株式の希薄化は、株主価値の維持を困難にし、また当社の資本政策の柔軟性を制約する要因となり得ます。既存株主にとっては、自らの持分が恒常的に減少していく不利益が生じるリスクが存在することが、フルラチェット方式の最大のデメリットであります。

このように、フルラチェット方式の採用は資金調達の確実性という大きなメリットと、既存株主の持分希薄化という大きなデメリットを併せ持つ制度設計であることから、当社では投資家保護と株主保護のバランスを図るため、調整に下限を設けることといたしました。具体的には、調整後の行使価額が発行決議日の直前取引日の終値の約50%に相当する64円を下回る場合には、当該64円を適用することとし、無制限な下方修正を防止する仕組みとしております。

この仕組みにより、割当予定先の利益を守りつつ資金調達の確実性を高めるというフルラチェット方式のメリットを維持しながらも、既存株主に対する過度な不利益を一定程度軽減することが可能となりました。すなわち、当社としては、資金調達の必要性という経営課題と、株主保護というガバナンス上の要請の双方を調和させる観点から、フルラチェット方式と下限調整価額を組み合わせることで、投資家と既存株主の利害の均衡を図ることを目的して設計したものであります。

()本新株予約権付社債

併せて、第6回無担保転換社債型新株予約権付社債に係る転換価額の調整式につきましても、フルラチェット方式を採用することといたしました。

フルラチェット方式の下では、本新株予約権と同様に当社が時価を下回る価額で新株式を発行した場合や自己株式を処分した場合、新株予約権や取得請求権付株式を発行・付与した場合、既存の取得請求権付株式等の条件が下方修正された場合等に、転換価額が当該発行価額または取得価額と同額に調整される仕組みとなっております。さらに、株式分割、株式併合、資本の減少、会社分割、株式交換、合併等といった会社行為が行われた場合にも、所定の算式に基づき転換価額を調整することが定められております。これにより、投資家は後発的に当社がより有利な条件で株式を発行した場合であっても、常にその条件に合わせて転換が可能となり、投資回収に関する不確実性を大幅に低減することが可能となります。投資家にとっての保護が強化されることは、当社にとっても資金調達の確実性を飛躍的に高めるという大きなメリットとなります。

一方で、フルラチェット方式の採用は、既存株主にとって大きなデメリットを伴います。すなわち、当社が将来時価を下回る条件で新株式等を発行するたびに、転換価額が繰り返し下方修正され、その結果として既存株主の持分比率が段階的に希薄化する可能性が高まるという点です。この持分の希薄化は、株主価値の維持を困難にし、また当社の資本政策の柔軟性を制約する要因ともなり得ます。

そこで当社は、このような既存株主に対する不利益を軽減するため、第17回新株予約権と同様に、調整後転換価額に下限を設けることといたしました。具体的には、転換価額が発行決議日の直前取引日の終値の約50％に相当する64円を下回る場合には、当該64円を適用することとし、無制限な下方修正を防止する仕組みとしております。これにより、投資家保護と資金調達の確実性を担保しつつも、既存株主の利益を一定程度守るバランスのとれた設計といたしました。

() 第17回新株予約権、第6回新株予約権付社債がMSCBと同様になる可能性

さらに重要な点として、第17回新株予約権及び第6回新株予約権付社債については、将来当社が新たに転換社債型新株予約権付社債(いわゆるMSCB等)を発行し、その発行価額が時価を下回る場合には、本新株予約権付社債の転換価額も当該MSCBと同等の価額に調整されることとなります。形式上はMSCBではないものの、実質的にはMSCBと同様の効果を有しており、既存株主にとっては新たにMSCBが発行された場合と同等の影響が及ぶことを意味いたします。

この点については、当社としても市場の透明性を確保し、既存株主の理解を得るため、誠実かつ丁寧な情報開示を行う必要があると認識しております。加えて、第17回新株予約権、第6回新株予約権付社債は、当社が将来発行する条件によっては取引所規則上の「スピード規制」の対象となり、MSCBに該当し得ることから、当社は今後の資本政策の運営に際し、十分に慎重かつ透明性の高い対応を心掛けてまいります。

(第13回新株予約権の取得及び消却について)

当社は、本第三者割当に伴うリファイナンスの一環として、2026年8月24日付で、第13回新株予約権の全部を取得し、取得後直ちにその全部を消却する予定です。

第13回新株予約権の取得及び消却は、本第三者割当増資に併せて既存の資金調達手段を整理し、資本政策の簡素化及び既存証券のリファイナンスを図ることを目的として実施するものです。第13回新株予約権の取得及び消却の概要は以下のとおりです。

項目	内容
取得・消却対象	第13回新株予約権
取得予定日	2026年8月24日
消却予定日	2026年8月24日
取得予定数	第13回新株予約権の残存する全数(108,900個)
取得価額	第13回新株予約権1個あたり53円(取得総額5,771,700円)
消却予定数	取得した第13回新株予約権の全数(108,900個)
消却方法	当社が取得した第13回新株予約権を会社法第276条の規定に基づき消却する予定です。

(第4回無担保転換社債型新株予約権付社債の償還について)

当社は、本第三者割当により発行する第6回無担保転換社債型新株予約権付社債を用いて、現在残存する第4回無担保転換社債型新株予約権付社債のリファイナンスを行う予定です。

これに伴い、当社は、2026年8月24日(第6回無担保転換社債型新株予約権付社債の払込期日)付で、第4回無担保転換社債型新株予約権付社債の未償還残高全額を、額面金額100円につき100円で繰上償還する予定です。

なお、第4回無担保転換社債型新株予約権付社債の償還は、第6回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行を条件として実施する予定であり、第4回無担保転換社債型新株予約権付社債の償還金債務と、第6回無担保転換社債型新株予約権付社債の払込債務を、当事者間の合意に基づき対当額で相殺する方法により決済する予定であるため、第6回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に際して割当予定先から新たな払込みは行われず、また、当社から第4回無担保転換社債型新株予約権付社債の償還金として新たな現金の支払いも発生いたしません。

そのため、第4回無担保転換社債型新株予約権付社債を第6回無担保転換社債型新株予約権付社債へ借換え(リファイナンス)するものであり、決済は相殺により完結する予定です。

(他の資金調達方法との比較)

当社は、この度の資金調達に際して、借入れ・社債・劣後債による資金調達、公募増資、株主割当増資、新株予約権付社債(MSCBを含む)、新株予約権無償割当による増資(ライツ・イシュー)の資金調達手段を検討いたしました。

借入れ・社債・劣後債による資金調達による資金調達は、調達額が全額負債となるため、財務健全性がさらに低下することから、AIデータセンター事業に係る資金の資産価値を有する設備取得に充当するのみとして、AIデータセンター事業の初期立ち上げ資金及び拡張資金の資金調達方法として適当で

はないこと、加えて、当社は、2026年5月28日に提出した第27期(2026年2月期)有価証券報告書に記載のとおり、2026年2月末時点において債務超過となり、2026年5月28日同日付開示資料「上場維持基準(純資産基準)への適合に向けた計画(改善期間入り)について」にてお知らせしたとおり、現在、上場維持基準(純資産基準)への適合に向けた改善期間に入っており、自己資本の充実及び財務体質の改善を図る必要があることから、負債性の高い資金調達を追加的に実施することは適当ではないと判断いたしました。他方、本資金調達においては、新株式と新株予約権の発行を組み合わせますが、将来的に新株予約権行使がされることにより資本化が可能である為、資金調達手段の多様化を図りつつ、財務バランスに十分配慮した資金調達スキームとしております。

公募増資による新株式の発行については、希薄化が即座に生じるため、株価に対する影響が大きいというリスクがあることに加え、公募増資の場合には検討や準備等にかかる時間も長く資金調達の機動性という観点からも課題があります。これらの点を考慮の上、公募増資は今回の資金調達方法として適当ではないと判断いたしました。

株主割当増資では、資力等の問題から割当予定先である株主の応募率が不透明であり、また実務上も近時において実施された事例が乏しく、当社としてもどの程度の金額の資金の調達が可能なかの目処を立てることが非常に困難であります。これらの点を考慮の上、株主割当増資は今回の資金調達方法として適当ではないと判断いたしました。

新株予約権付社債(MSCBを含む)は、発行時に払込金額の全額が払い込まれるため、発行会社にとっては早期に資金需要を満たすことができる利点がありますが、その反面、転換が完了するまでの間、保有者が発行会社の信用リスクを負担することとなるため、引受先が限定される傾向にあります。また、割当予定先からも、本資金調達と同等のタイミング及び規模で新株予約権付社債を引き受けることは困難である旨の意向を確認しております。さらに、MSCBの場合には、転換価額の下方修正により潜在株式数が増加する可能性があり、株価への影響が大きいと考えられます。なお、第6回無担保転換社債型新株予約権付社債については、新規の資金調達を目的とするものではなく、既存の第4回無担保転換社債型新株予約権付社債のリファイナンスを目的として発行するものであり、本第三者割当による資金調達とは目的が異なるものです。以上の点を踏まえ、新規の資金調達手段としての新株予約権付社債は採用しておりません。

株主全員に新株予約権を無償で割り当てることによる増資、いわゆるライツ・イシューには当社が金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・イシューと、当社が金融商品取引業者との元引受契約を締結せず新株予約権の行使は株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライツ・イシューがありますが、コミットメント型ライツ・イシューについては国内で実施された実績が乏しく、資金調達手法としてまだ成熟が進んでいない段階にある一方で、引受手数料等のコストが増大することが予想される点や時価総額や株式の流動性による調達額の限界がある点等、適切な資金調達手段ではない可能性があることから、今回の資金調達方法として適当ではないと判断いたしました。

6 新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする理由

本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、かつ本新株予約権の行使に際して当該本新株予約権に係る本社債が出資され、本社債と本新株予約権が相互に密接に関係することを考慮し、また、本新株予約権の価値と、本社債の利率、繰上償還及び発行価額等のその他の発行条件により当社が得られる経済的価値とを勘案して、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととした。

7 【新株予約権付社債の引受け及び新株予約権付社債管理の委託】

該当事項はありません。

8 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
5,347,371,860	17,795,550	5,329,576,310

(注) 1. 払込金額の総額は、本新株式の払込総額、第16回及び第17回新株予約権の払込金額の総額に第16回及び第17回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額、本新株予約権付社債の払込金額の総額を合算した金額であります。なお、各新株予約権の払込金額の総額及び行使に際して出資される財産の額は、下記のとおりです。

新株式の払込金額の総額 485,520,000円

第16回新株予約権の払込金額の総額 8,131,860円

第17回新株予約権の払込金額の総額 840,000円

第16回新株予約権の行使に際して出資される財産の額 985,680,000円

第17回新株予約権の行使に際して出資される財産の額 1,800,000,000円

第6回新株予約権付社債の払込金額の総額 2,067,200,000円

2. 発行諸費用の概算額は、弁護士費用1,750千円、FA業務（プロジェクト管理、ストラクチャー構築、IR等）費用4,000千円、登記関連費用2,759千円、調査費用330千円、新株予約権価値評価費用3,000千円、意見書費用1,500千円、FA有価証券届出書作成費用3,500千円、有価証券届出書電子データ作成費用956千円の合計であります。なお、発行諸費用の概算額には消費税は含まれておりません。

3. FA業務（プロジェクト管理、ストラクチャー構築、IR等）費用、及び、有価証券届出書作成費用については、永田町リーガルアドバイザー株式会社（東京都千代田区永田町一丁目11番28号、代表取締役 加陽 麻里布）に業務委託をしておりますが、割当予定先の斡旋等は含まれていないため、成功報酬費用は発生いたしません。

4. 本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合には、上記払込金額の総額、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額は減少いたします。

5. 登記費用につきましては、新株予約権の権利行使のタイミング、回数等の理由により、変動いたします。

(2) 【手取金の使途】

当社が2025年9月26日付で取締役会決議した第三者割当による第13回及び第14回新株予約権、並びに、第4回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行（以下、「前回第三者割当増資」といいます。）で調達した資金の充当状況（2026年7月31日現在）は、下記のとおりであります。

< 前回第三者割当 第13回及び第14回新株予約権 >

手取金の使途	充当予定額	充当額	充当予定時期
運転資金(営業赤字の補填)	1,097百万円	-	2025年10月～2030年10月
暗号資産(イーサリアム)購入資金	19,174百万円	1,963百万円	2025年10月～2030年10月
合計	20,271百万円	1,963百万円	

- (注) 1. 第13回新株予約権は、2025年10月15日から2025年10月31日までに31,100個（行使価額589円、発行株式数3,110,000株）が行使され、第13回新株予約権の発行価額49百万円、第14回新株予約権の発行価額97百万円、第13回新株予約権の行使により調達した資金1,831百万円の合計額1,978百万円から発行諸費用15百万円を除いた1,963百万円を上記のとおり充当しております。
2. 第13回新株予約権は、C V I と合意取得して償却する予定です。また、第14回新株予約権については、本有価証券届出書提出日までに行使されておらず、全量が未行使となります。
3. 当社は、調達資金を子会社であるGPT Pals Studio Limited（以下、「当社子会社」といいます。）に貸し付け、当該当社子会社が当該資金を原資として暗号資産（イーサリアム）を購入しております。したがって、上記「暗号資産（イーサリアム）購入資金」の充当額1,978百万円は、当社子会社が当社からの貸付金により購入した暗号資産（イーサリアム）の購入金額（円換算額）となります。

< 前回第三者割当 第4回無担保転換社債型新株予約権付社債 >

手取金の使途	充当予定額	充当額	充当予定時期
運転資金(営業赤字の補填)	213百万円	174百万円	2025年10月～2030年10月
暗号資産(イーサリアム)購入資金	1,854百万円	1,854百万円	2025年10月～2030年12月
合計	2,067百万円	2,028百万円	

- (注) 1. 当社は2025年12月10日付「第三者割当による第4回及び第5回転換社債型新株予約権の資金使途変更に関するお知らせ」にて充当予定額を上表記載の内容に変更しております。
2. 当社は、調達資金を当社子会社に貸し付け、当該当社子会社が当該資金を原資として暗号資産（イーサリアム）を購入しております。上記「暗号資産（イーサリアム）購入資金」の充当額1,854百万円は、子会社が購入した暗号資産の購入金額（円換算額）のうち、第4回無担保転換社債型新株予約権付社債により調達した資金を原資とする購入金額を記載しております。
3. 運転資金については、213百万円を充当予定に対して、2026年7月31日現在における充当額は174百万円となっております。なお、未充当額39百万円については、第4回新株予約権付社債は本第三者割当によりリファイナンスされる予定であるものの、第4回新株予約権付社債により調達した資金の未充当額であり、今後、当初予定どおり運転資金に充当する予定です。

当社子会社が購入した暗号資産の購入金額（円換算額）の合計は4,045百万円であり、このうち第13回及び第14回新株予約権に係る調達資金による購入金額は1,978百万円、第4回無担保転換社債型新株予約権付社債に係る調達資金による購入金額は1,854百万円、当社自己資金による貸付10百万円、残額202百万円は子会社保有資金を原資としております。

本第三者割当増資による新株式及び新株予約権、新株予約権付社債の発行によって調達する資金の具体的な使途については、次のとおりです。また、予定どおり資金の調達ができなかった場合には、第三者割当増資又は、事業の進行具合や当社の業績によっては借入れ等の新たな資金調達方法も検討し下記の使途へ充当する予定であります。

< 本新株式の発行により調達する資金の具体的な使途 >

具体的な使途	金 額	支出予定時期
AIデータセンター事業の初期立ち上げ資金	475百万円	2026年8月
合計	475百万円	

(注) 上記の資金使途に充当するまでの間、当該資金は銀行預金等で保管する予定です。

< 第16回新株予約権の発行により調達する資金の具体的な用途 >

具体的な用途	金 額	支出予定時期
AIデータセンター事業構築費用	985百万円	2026年10月～ 2027年 6 月
合計	985百万円	

- (注) 1. 上記本新株予約権の資金用途に充当するまでの間、当該資金は事業用資金とは別の銀行預金等で保管する予定です。
2. 株価低迷等により権利行使が進まない場合は、手元資金の活用及び新たな資本による調達、又は、その他の手段による資金調達について検討を行う予定です。
3. また、今後、当社を取り巻く環境に変化が生じた場合等、その時々状況に応じて、資金の用途又は金額を変更する可能性があります。資金の用途又は金額に変更があった場合には、速やかに開示・公表いたします。

< 第17回新株予約権の発行により調達する資金の具体的な用途 >

具体的な用途	金 額	支出予定時期
暗号資産(イーサリアム)購入資金	1,800百万円	2026年 8 月～2030年10月
合計	1,800百万円	

- (注) 1. 上記本新株予約権の資金用途に充当するまでの間、当該資金は事業用資金とは別の銀行預金等で保管する予定です。
2. 株価低迷等により権利行使が進まない場合は、手元資金の活用及び新たな資本による調達、又は、その他の手段による資金調達について検討を行う予定です。
3. また、今後、当社を取り巻く環境に変化が生じた場合等、その時々状況に応じて、資金の用途又は金額を変更する可能性があります。資金の用途又は金額に変更があった場合には、速やかに開示・公表いたします。

< 第 6 回新株予約権付社債の発行により調達する資金の具体的な用途 >

具体的な用途	金 額	支出予定時期
第 4 回新株予約権付社債の償還	2,067百万円	2026年 8 月
合計	2,067百万円	

- (注) 第 6 回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に係る払込債務については、当社が負担する第 4 回無担保転換社債型新株予約権付社債の償還債務と対当額で相殺する方法により履行する予定であるため、新たな資金の流入はありません。

具体的な本第三者割当増資により調達する資金の用途については以下を予定しております。

AIデータセンター事業の初期立ち上げ資金

本新株式発行により調達する資金については、当社が推進するAIデータセンター(AIDC)事業の初期立ち上げ資金として充当する予定であります。当社は、日本国内において高性能GPUサーバーを活用したGPUコンピューティングサービス、AIインフラサービス及びデータセンターサービスの提供を目的とするAIデータセンター事業を計画しております。

本事業の開始に当たっては、GPUサーバーの設置場所となるデータセンター施設の確保、施設利用に係る保証金の支払い、電源設備及びネットワーク設備等の構築、GPUサーバー及び関連機器の設置作業並びに事業開始までの運転資金の確保が必要となります。

そのため、本新株式発行により調達する資金については、AIデータセンター事業の開始に当たり、GPUサーバー32台の製造枠及び供給を確保するため、2026年 8 月に支払予定であるGPUサーバー取得費用の前払金（取得価額の20%及びこれに係る消費税相当額）の支払いに充当する予定であります。

本AIデータセンター事業については、GPUサーバーを確保しなければ事業全体を進めることができないため、GPUサーバーの調達を早期に開始する必要があります。また、2026年8月中に発注及び着手金の支払いを行わなければ、その後の設備導入スケジュールに影響が生じることから、本新株式発行による資金調達後、速やかに発注及び着手金の支払いを行う予定です。

当社は、AIデータセンター事業において、NVIDIA B300 GPUサーバーを用いたGPUコンピューティングサービス及びAIインフラサービスを提供することを計画しております。このため、当社完全子会社であるコンパスクラウドAIジャパン株式会社は、2026年7月6日付「完全子会社における業務協力及び資金支援契約の締結並びに無利息借入れに関するお知らせ」において公表したとおり、Rubin Tech Inc.との間で、GPUサーバー、ネットワーク機器及びストレージ機器等のAIインフラ設備の調達に関する業務協力及び資金支援契約を締結しております。当該契約に基づき、Rubin Tech Inc.は、当社グループによるNVIDIA B300 GPUサーバー等の調達を支援するとともに、AIデータセンター事業の立ち上げに必要な資金面での支援を行う予定です。

また、Rubin Tech Inc.を通じて調達を予定しているNVIDIA B300 GPUサーバーについては、最終的に32台の導入を計画しておりますが、新株予約権の行使時期及び行使金額には不確実性があることから、初期段階では確実性の高い資金（本新株式発行による調達資金及び借入資金）を活用し、20台規模で事業を開始し、その後、新株予約権の行使状況、追加資金の確保状況及び事業の進捗等を踏まえ、段階的に最大32台まで拡張する計画としております。

一方、GPUサーバーの調達契約については、Rubin Tech Inc.との契約条件上、32台分の製造枠及び供給を確保するため、契約締結時に32台分を対象とする前払金（取得価額の20%及びこれに係る消費税相当額）を支払う必要があります。このため、本新株式発行により調達する資金は、2026年7月に支払予定である当該前払金に充当する予定であり、その後の残代金の支払い及びGPUサーバーの導入については、事業計画に沿って段階的に実施する予定であります。

なお、GPUサーバーについては、事業計画上は資金調達の進捗等を踏まえ、初期段階では20台規模でサービスを開始し、その後、需要動向、新株予約権の行使状況及び追加資金の確保状況等を踏まえ、段階的に最大32台まで拡張することを想定しておりますが、一方で、GPUサーバーの調達契約については、ベンダーとの契約条件上、最終導入予定である32台分を対象として契約を締結し、その契約締結時に32台分を対象とする着手金（保証金）を支払う必要があります。そのため、着手金については32台分を支払いますが、GPUサーバーの納入時期及び残代金の支払いについては、事業の進捗及び資金調達の状況を踏まえ、段階的に実施する予定です。

なお、AIデータセンター事業のGPUサーバー及び関連設備については、2026年7月2日付「AIインフラストラクチャ（AIDC）事業におけるデータセンター容量確保に向けた基本条件合意及び保証金の支払いに関するお知らせ」にて公表したテルストラ・ジャパン株式会社との日本国内のデータセンター容量確保に向けた基本条件合意に係るGPUサーバー及びその導入に必要なコロケーション・電力費を除き、現時点では今後実際に発注を予定している事業者から正式な見積書は取得しておりません。

当社としては、本件資金調達の実施を前提として、資金調達後速やかに当該事業者から正式な見積書を取得し、発注手続を進める予定です。

また、GPUサーバー及び関連設備の必要資金については、市場の需給状況等により価格が変動するものの、その変動は一般的な市場価格の範囲内で推移していることから、現時点では複数事業者の参考価格及び市場価格を基に算定しております。

当該前払金は事業開始に必要な初期支払いであり、調達の確実性が高い本新株式発行による調達資金を充当する予定です。主として以下の用途に充当する予定であります。

- (1) GPUサーバー前払金(20%) 475百万円

なお、GPUサーバー前払金（20%）の総額は676百万円となるため、差額の201百万円は自己資金及び借入金にて充当する予定です。

当社は、本新株式発行による調達資金及び借入資金を活用することにより、AIデータセンター事業の初期段階としてGPUサーバー32台規模を前提とした事業開始を予定しております。新株式発行による調達資金は、事業開始に必要な基盤整備及び初期運営体制の構築に優先的に充当する予定であり、本事業の立ち上げに必要な中核的資金として位置付けております。

また、当社は2026年3月24日付「AIDC事業に関する現状のアップデートについて」において、株式会社ユビタスとは連絡を継続しているものの、次回の具体的な協議時期は未定である旨を公表しておりますが、現時点においても当該状況に変更はなく、株式会社ユビタスとの具体的な協議時期は未定です。一方で、当社はAIデータセンター事業の推進に向け、連結子会社であるコンパスクラウドAIジャパン株式会社を主体として、データセン

ター容量の確保等について国内外の複数の事業者との協議を進めております。その一環として、2026年7月2日付「AIインフラストラクチャ(AIDC)事業におけるデータセンター容量確保に向けた基本条件合意及び保証金の支払いに関するお知らせ」のとおり、テルストラ・ジャパン株式会社との間で、日本国内のデータセンター容量確保に向けた基本条件について合意し、現在、正式契約の締結に向けた協議を進めております。したがって、現時点におけるAIデータセンター事業は、株式会社ユビタスとの協議を前提として進めているものではなく、テルストラ・ジャパン株式会社との基本条件合意をはじめ、複数の事業パートナーとの協議及び取組みを中心として具体化を進めております。

AIデータセンター事業構築費用

本新株予約権の行使により調達する資金については、AIデータセンター事業の構築費用として充当する予定であります。

当社は、AIデータセンター事業において最終的にGPUサーバー32台体制の構築を目標としておりますが、本新株予約権の行使時期及び行使数量には不確実性があることから、本事業の開始自体を新株予約権の行使に依存しない計画としております。

そのため、本新株予約権によって調達する資金985百万円については、主として、2026年10月以降、以下の用途に充当する予定であります。

- (1) 内装・設備工事費 160百万円
- (2) ネットワーク機器取得費用 440百万円
- (3) ストレージ機器取得費用 264百万円
- (4) ソフトウェア取得費用 17百万円
- (5) 設置費用 24百万円
- (6) 運転資金 80百万円

これらの資金は、事業の進捗に応じて順次充当し、AIデータセンター事業の設備及び運営体制の整備を進めることで、GPUコンピューティングサービス及びAIインフラサービスの提供に必要な事業基盤を構築してまいります。

暗号資産(イーサリアム)購入資金

第17回新株予約権により調達する資金については、2025年9月に発行した第13回新株予約権新株予約権の資金使途を引き継ぐものであり、デジタルアセット事業における暗号資産(イーサリアム)の取得資金に充当する予定です。

当社は、本第三者割当と同時に、第13回新株予約権の取得及び消却並びにこれに代わる第16回新株予約権の発行を実施する予定であり、第17回新株予約権は既存の資金調達スキームをリファイナンスすることを目的として発行するものです。そのため、第17回新株予約権による調達資金は、新たな資金使途を設定するものではなく、第13回新株予約権において予定していた資金使途を承継し、引き続き暗号資産(イーサリアム)の取得資金に充当する予定です。

なお、第17回新株予約権により調達する資金については、第13回新株予約権において予定していた資金使途である暗号資産(イーサリアム)の購入資金に充当する予定であり、資金使途自体に変更はありませんが、第13回新株予約権の発行時と比較して株価が下落していることから、第17回新株予約権による調達見込額は、第13回新株予約権の未行使による調達額を下回る見込みです。そのため、第17回新株予約権により調達した資金を暗号資産(イーサリアム)購入資金に充当するのみでは、当初計画していた投資額には不足が生じる見込みです。

第17回新株予約権については、株価下落に伴い発行数量を増加させることで当初予定していた調達金額を維持することも検討しましたが、既存株主の利益に配慮し、過度な希薄化を抑制するとともに、潜在株式数を現在よりも削減する観点から、発行数量を増加させず、調達金額を約1,800百万円としております。

そのため、当社は、当該不足額について、まず第14回新株予約権の行使により調達した資金を充当する予定であり、その上で、第14回新株予約権の行使による調達資金を充当してもなお不足する場合には、今後の資金調達等を検討し、必要な資金を確保していく方針です。当社は、本第三者割当と同時に、第13回新株予約権の取得及び消却並びにこれに代わる第17回新株予約権の発行を実施する予定であり、第17回新株予約権は既存の資金調達スキームをリファイナンスすることを目的として発行するものです。

当社は、2025年7月23日付「連結子会社における新たな事業(暗号資産投資事業)の開始に関するお知らせ」において公表したとおり、連結子会社であるGPT Pals Studio Limitedを通じて暗号資産投資事業を開始し、資産運用戦略の一環として暗号資産を準備資産として保有することを決定いたしました。また、同日付「連結子会社による資金の借入に関するお知らせ」において公表したとおり、当該事業に必要な資金を確保するため借入契約を締結し、当初はビットコイン(BTC)の取得を進め、その後、2025年9月26日付「連結子会社における暗号資産投資事業の運用対象資産へのETH追加に関するお知らせ」において公表したとおり、運用対象資産をイーサリアム(ETH)へ変更し、現在は主としてイーサリアムを保有しております。

一方で、暗号資産市場の価格変動の影響により、2026年2月期において四半期ごとに暗号資産評価損を計上し、2026年2月期通期においても多額の暗号資産評価損を計上したことから、当社の連結業績及び財政状態に大きな影響を及ぼしました。その後、AIインフラストラクチャ(AIDC)事業の推進に必要な資金を確保するため、保有するイーサリアムの一部を売却するとともに、2027年2月期第1四半期においては暗号資産価格の回復に伴い暗号資産評価益を計上しておりますが、これは過去に計上した暗号資産評価損により切り下がった簿価を基礎として評価した結果によるものであり、暗号資産価格は依然として市場環境の影響を大きく受ける状況にあります。当社は、これまで暗号資産投資事業において評価損及び売却損を計上してきたことを踏まえ、暗号資産投資事業が市場価格の変動リスクを伴う事業であることを十分認識しております。

一方、第17回新株予約権は、第13回新株予約権の取得及び消却に伴い、既存の資金調達スキームをリファイナンスすることを目的として発行するものであり、新たな資金使途を設定するものではありません。当社は、第13回新株予約権の調達資金について暗号資産(イーサリアム)の取得資金に充当する方針を公表しており、その後も当該資金使途を変更すべき事情は生じておりません。また、第17回新株予約権の発行は、暗号資産投資事業への投資規模を新たに拡大することを目的とするものではなく、第13回新株予約権の取得及び消却に伴い、既に公表している資金使途を承継するためのものであります。当社は、暗号資産投資事業について市場価格の変動リスクを十分認識しておりますが、当該事業を終了するものではなく、中長期的な資産保有方針にも変更はありません。また、第17回新株予約権は新たな投資判断に基づき発行するものではなく、第13回新株予約権において既に公表した資金使途を維持するためのリファイナンスであり、資金使途を変更すべき事情も生じていないことから、第17回新株予約権についても、第13回新株予約権の資金使途を承継し、引き続き暗号資産(イーサリアム)の取得資金に充当する予定です。

なお、暗号資産の取得については、第13回新株予約権公表時と同様、市場環境、当社グループの財務状況及び資金需要等を総合的に勘案しながら実施する方針であり、当社グループの中核事業として推進するAIインフラストラクチャ(AIDC)事業への投資とのバランスを踏まえ、適切なリスク管理の下で運営してまいります。そのため、第17回新株予約権による調達資金は、新たな資金使途を設定するものではなく、第13回新株予約権において予定していた資金使途を承継し、引き続き暗号資産(イーサリアム)の取得資金に充当する予定です。

当社の持続可能な財務基盤の構築および企業価値の最大化を推進する中で、既存事業に加え、新たな資産戦略の一環として暗号資産投資事業を展開しており、連結子会社を通じてデジタル資産サービスプロバイダーとの業務提携や資金調達を行い、暗号資産の取得・運用体制を整備しております。これまでビットコインを中心に取得・保有を進めてまいりましたが、暗号資産投資事業の運用対象資産として新たにイーサリアムを追加し、今後はイーサリアムを重点的に取得する方針としております。

イーサリアムは、スマートコントラクトや分散型アプリケーションの基盤として世界中で広く利用されており、長期的な価値保存および成長性の観点から有望な資産であると判断しております。また、ビットコインとは異なる特性を有するイーサリアムを組み入れることで、暗号資産ポートフォリオ全体の価格変動リスクの低減および資産分散の効果が期待されます。さらに、NFTやDeFi等の幅広い分野で活用されるエコシステムを背景に、ステーキング等を通じた追加的な収益機会や事業活用の可能性も見込まれます。

当該事業においては、暗号資産取引プラットフォームを活用するとともに、専門性の高い投資アドバイザーの支援のもと、市場流動性、取引コスト及びリスク管理の各面に配慮した運用を行い、市場環境に応じて段階的にイーサリアムの取得・蓄積を進めてまいります。また、取得した暗号資産については、信頼性の高いカストディサービスの活用やマルチシグネチャ等の技術的対策を講じるとともに、取引・保有状況のモニタリング体制を整備し、適切なリスク管理を行います。

さらに、本事業は単なる資産運用にとどまらず、当社が推進するAI分野との連携によるシナジーも見込まれており、AIを活用した市場分析や価格予測モデルの高度化、ブロックチェーン関連領域における新たなサービス展開の基盤としての活用も視野に入れております。

以上のとおり、当社はイーサリアムをデジタルアセット事業における重要な運用資産と位置付けており、本新株予約権による調達資金を活用してその取得・運用を推進することで、資産運用戦略の多様化および財務基盤の強化を図り、中長期的な企業価値の向上を目指してまいります。

第4回新株予約権付社債の償還

第6回無担保転換社債型新株予約権付社債により調達する資金は、2025年10月14日付で発行した第4回無担保転換社債型新株予約権付社債の償還資金に充当する予定です。

もっとも、本件は既存の第4回無担保転換社債型新株予約権付社債のリファイナンスを目的として実施するものであり、第4回無担保転換社債型新株予約権付社債の償還価額と、第6回無担保転換社債型新株予約権付社債の払込金額とを相殺する方法によって実施いたします。そのため、第6回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行による当社への新たな現金の流入及び第4回無担保転換社債型新株予約権付社債の償還に伴う現金の流出は発生いたしません。

当社は、本リファイナンスにより、第4回無担保転換社債型新株予約権付社債に代えて第6回無担保転換社債型新株予約権付社債を発行し、償還期限及び転換条件等を見直すことで、財務基盤の安定化及び資本政策の柔軟性の向上を図るとともに、第13回新株予約権及び第17回新株予約権への切替えと併せて潜在株式数の削減を実現し、将来的な希薄化リスクの低減及び中長期的な企業価値の向上を目指してまいります。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

〔ロックアップ〕

当社は、本C V I買取契約において、以下の事項を割当予定先であるC V Iと合意しております。

当社は、第6回新株予約権付社債の払込期日後180日間を経過するまでの期間中、割当予定先の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式、当社普通株式に転換若しくは交換され得る証券、又は当社普通株式を取得若しくは受領する権利を表章する証券の発行その他の処分を行いません。

当社は、本新規募集証券が残存している期間中、割当予定先の事前の書面による承諾を受けることなく、() 転換価額又は行使価額が市場株価や当社の事業又は株式市場の状況に応じて変動する仕組みを有する証券(いわゆるMSCBやMSワラント等を含む)の発行・処分、又は()将来決定される価格に基づき証券を売却する契約(いわゆるエクイティライン等)の締結を行いません。

ただし、上記及びの制限は、本資金調達並びに本新規募集証券の行使又は転換に伴う当社普通株式の交付、既存の新株予約権又はストックオプションの行使(ただし、当該行使により交付される当社普通株式の数は本契約締結日時点における発行済株式総数の5%以内とします。)による当社普通株式の交付、株式分割又は株主割当に基づく普通株式の発行、新株予約権の無償割当及びその行使による普通株式の交付、当社の取締役、役員又は従業員に対するストックオプションの付与及びその行使(ただし、当該行使により交付される当社普通株式の数は本契約締結日時点における発行済株式総数の5%以内とします。)、戦略的パートナーに対する資本・業務提携を目的とする普通株式の発行、その他日本法令に基づき必要とされる場合については適用されません。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

1 【割当予定先の状況】

割当予定先 Blackwell

a．割当予定先の概要	名称	Blackwell Cloud Co., Limited
	本店の所在地	Room 803B, 8/F, West Coast International Building, 290-296 Un Chau Street, Cheung Sha Wan, Kowloon, Hong Kong
	国内の主たる事務所の 責任者の氏名及び連絡 先	該当事項はありません。
	代表者の役職及び氏名	Director SUN HAORAN
	資本金	10,000HKD
	事業の内容	コンピュータソフトウェア・ハードウェア及び関連設備 の小売販売
	主たる出資者及びその 出資比率	SU DAN 51% SUN HAORAN 49%
b．提出者と割当予定先 との間の関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引等関係	該当事項はありません。

(注) 1．割当予定先の概要及び提出者と割当予定先との間の関係の欄は、本有価証券届出書提出日現在のものとあります。

割当予定先 C V I

a．割当予定先の概要	名称	CVI Investments, Inc.	
	本店の所在地	Maples Corporate Services Limited, PO Box 309, Ugland House, Grand Cayman KY1-1104, Cayman Islands	
	国内の主たる事務所の責任者の氏名及び連絡先	該当事項はありません。	
	出資額	開示の同意が得られていないため、記載していません。	
	組成目的	投資	
	組成日	2015年7月1日	
	主たる出資者及びその出資比率	開示の同意が得られていないため、記載していません。	
	業務執行組員又はこれに類する者に関する事項	名称	Heights Capital Management, Inc.
		所在地	アメリカ合衆国、19801、デラウェア州、ウィルミントン、スイート715、1201Nオレンジストリート、ワン・コマース・センター
		国内の主たる事務所の責任者の氏名及び連絡先	該当事項はありません。
		出資額又は資本金	開示の同意が得られていないため、記載していません。
		事業内容又は組成目的	有価証券投資業
		主たる出資者及びその出資比率	開示の同意が得られていないため、記載していません。
		代表者の役職・氏名	President Martin Kobinger
b．提出者と割当予定先との間の関係	出資関係	該当事項はありません。	
	人事関係	該当事項はありません。	
	資金関係	該当事項はありません。	
	技術又は取引等関係	該当事項はありません。	

(注) C V I の割当予定先の概要の欄は、本有価証券届出書提出日現在のものであります。なお、非公開のファンドである割当予定先に関する一部の情報については、HCMのAsia Pacific地域投資責任者を通じて確認したものの、開示の同意が得られていないため、記載しておりません。

c. 割当予定先の選定理由

当社は、AIデータセンター事業の立ち上げ及び事業拡大に必要な資金を確保するとともに、2025年10月14日付で発行した第13回新株予約権及び第4回無担保転換社債型新株予約権付社債のリファイナンスを通じて、将来的な希薄化リスクの低減及び財務基盤の安定化を図ることを重要な経営課題と位置付けております。そのため、事業資金の確保と資本政策の見直しを一体として実現できる資金調達手法について慎重に検討を重ねてまいりました。

また、各割当予定先は、当社の事業計画及び成長戦略を十分に理解した上で、中長期的な企業価値の向上を目的とした資金調達及び資本政策の見直しに賛同しており、AIデータセンター事業への投資に必要な資金の確保と、既存資本性証券に係る潜在株式数の削減及び条件の見直しを一体として実施する本スキームについて理解を示しております。

当社は、このような経緯を踏まえ、本第三者割当及びリファイナンスを実施するに当たり、各割当予定先が当社の資金需要及び資本政策の双方に適合する相手先であると判断し、各割当予定先として選定いたしました。

当社が各割当予定先を選定した理由は、以下のとおりです。

Blackwell

当社は、本資金調達の実施にあたり、当社の事業戦略への理解を有し、中長期的な観点から当社の成長を支援いただける投資家を選定する方針のもと、候補先について検討を行ってまいりました。

その過程で、当社は、AIデータセンター事業の推進を進める中で、2024年12月末頃、当社はBlackwellの責任者であるDirector SUN HAORAN氏と接点を持ち、これを契機として面識を得ました。その後、2026年1月に香港において面談を実施し、AIデータセンター事業に関する協業可能性について協議を行ったことを契機として、本件第三者割当に関する協議を開始いたしました。

割当予定先であるBlackwell Cloud Co., Limitedは、コンピュータソフトウェア及びハードウェア関連事業、電子部品関連事業並びに新エネルギー関連事業を営んでおり、当社が推進するAI関連事業及びAIデータセンター事業との親和性を有しております。また、同社はAI関連市場の成長性及び当社グループの成長戦略に高い関心を示しており、当社が計画するAIデータセンター事業の将来性についても十分な理解を有しております。

また、当社が確認した範囲では、Blackwell Cloud Co., LimitedとCVI Investments, Inc.との間には、人的関係、資本関係、取引関係その他の特別な利害関係は認識しておりません。

当社は、今回の資金調達によりAIデータセンター事業を開始し、GPUコンピューティングサービス、データセンターサービス及び関連AIインフラサービスを展開することで、中長期的な収益基盤の構築を目指しております。Blackwell Cloud Co., Limitedは、当社のAIデータセンター事業の戦略及び事業計画を理解し、当社の将来性及び中長期的な企業価値向上の可能性を評価した上で、純投資を目的として本第三者割当増資に応じる意向を有していることから、当社は、当社の事業内容及び成長戦略をご理解いただいた上で投資を頂ける投資家であると判断いたしました。

また、同社は本第三者割当に必要な資金を確保していることを確認しており、本第三者割当の払込みに支障がないものと判断しております。

以上のことから、当社は、Blackwell Cloud Co., Limitedを本第三者割当の割当予定先として選定いたしました。

C V I

当社は、本資金調達及びリファイナンスにおける割当予定先として、C V Iを選定いたしました。

当社は、2025年9月に実施した第三者割当増資において、CVIを割当予定先として第4回無担保転換社債型新株予約権付社債、第13回新株予約権及び第14回新株予約権を発行しており、その後も、CVIの資産運用を行うHCMとの間で、当社の事業計画、財務状況及び資本政策について継続的に協議を行ってまいりました。

今般、AIデータセンター事業への投資に必要な資金を確保するとともに、既発行の第13回新株予約権及び第4回無担保転換社債型新株予約権付社債に係る潜在株式数の削減並びに資本政策の見直しを目的としたリファイナンスを検討する中で、HCMとの間で協議を重ねた結果、本第三者割当による資金調達とリファイナンスを一体として実施するスキームについて合意に至りました。

本リファイナンスでは、第13回新株予約権を取得及び消却した上で第17回新株予約権を発行するとともに、第4回無担保転換社債型新株予約権付社債については、第6回無担保転換社債型新株予約権付社債へ借り換えることとしております。また、第4回無担保転換社債型新株予約権付社債の償還価額と第6回無担保転換社債型新株予約権付社債の払込金額とを相殺する方法により決済するため、新たな現金の授受を伴うものではありません。

当社は、HCMが有する国際的な投資ネットワーク、豊富な投資実績及び資本市場に関する専門的な知見に加え、2025年9月の資金調達以降、当社の事業内容及び成長戦略に対する理解を深め、継続的に建設的な協議を行ってきた実績を評価しております。また、本資金調達に加え、既発行証券のリファイナンスにも協力いただけることから、当社の資金需要及び資本政策の双方に適合する相手先であると判断し、CVIを割当予定先として選定いたしました。

なお、本第三者割当及びリファイナンスにおいては、CVIが資金拠出主体として割当予定先となりますが、当社との協議、投資判断及び条件交渉については、CVIの資産運用会社であるHCMが行っております。HCMはCVIのファンドマネージャーとして本件投資を運営していることから、契約上の割当予定先はCVIとなります。

○投資家概要

- ・割当予定先の資産運用を行う会社であるHCMは、自己資金を原資として運用を行う投資グループの一員であり、成長フェーズにある企業への投資実績を有しております。
- ・Susquehanna International Groupに属する会社(割当予定先を含む。)において、ディープ・テック、バイオテクノロジー等の最先端技術への100件を超える投資及び資産運用の実績を有していること
- ・グローバルな投資経験が豊富で2018年から2026年にかけて上場企業である株式会社ispace、株式会社ジーエヌアイグループ、サンバイオ株式会社に出資する等、日本でも多数の投資実績を有し、かつ投資先と良好な関係を構築しながら投資先を育成していく方針であること
- ・専属のリサーチアナリストチームを擁し、中長期的な目線での投資分析力を有すること
- ・運用資金が自己資金であることから、資金ニーズに機動的、柔軟に対応できること

d. 割り当てようとする株式の数

Blackwell Cloud Co., Limited	新株式	4,046,000株
	第16回新株予約権	82,140個(株式数 8,214,000株)
CVI Investments, Inc.	第17回新株予約権	60,000個(株式数 6,000,000株)
	第6回新株予約権付社債	
	(その目的となる株式数	17,820,690株)

e．株券等の保有方針

Blackwell

割当予定先であるBlackwellは、第三者割当によって取得する新株式、並びに、第16回新株予約権が行使されて取得した株式は純投資目的であることを口頭にて確認しております。また、Blackwellは、第16回新株予約権については行使を前提とした保有であり、割当予定先であるBlackwellは、本第三者割当増資に関し払込期日において新株式及び第16回新株予約権について買取契約を締結することとしており、本第三者割当増資によって取得する第16回新株予約権を譲渡する場合には、当該契約に基づき、その時期、方法及び相手方について当社取締役会の承認を得る必要があります。

なお、当社は、割当予定先であるBlackwell Cloud Co., Limitedから、払込期日から2年以内に本第三者割当増資による本株式の発行により取得した当社普通株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社に対し書面にて報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意する旨の確約書を取得する予定であります。なお、本新株予約権で行使した株式につきましては、保有目的が純投資であるため、当社への事前の書面による同意、並びに、確約書の取得は予定しておりません。

C V I

第17回新株予約権の行使、及び、本新株予約権付社債の転換により取得する当社株式について、継続保有及び預託の取り決めはなく、本新株予約権の行使、及び、本社債の転換後の当社株式に関する保有方針は純投資目的であり、長期間保有する意思を有していない旨、並びに、本新株予約権の行使により取得した当社株式については、当社の株価動向を考慮して適切に判断した上で、市場の状況等を勘案しながら市場売却等の方法により、株価への悪影響を極力排除するように努めることを前提に適宜売却する方針である旨を口頭で確認しております。なお、C V Iは、第17回新株予約権及び本新株予約権付社債については、自ら行使又は転換することを前提として保有する方針であり、これらを第三者へ譲渡することを目的として保有するものではなく、第17回新株予約権及び本新株予約権付社債を譲渡する場合には、C V Iと締結する買取契約に基づき、その時期、方法及び相手方について当社取締役会の承認を得る必要があります。

f．払込みに要する資金等の状況

Blackwell

当社は、割当予定先であるBlackwellの払込みに要する財産の存在について確認するため、同社名義の中国銀行における米ドル建て普通預金口座の2026年6月30日付銀行取引明細書写しの提出を受け、その内容を確認いたしました。

割当予定先であるBlackwell Cloud Co., Limitedの米ドル建て普通預金口座には、2026年6月30時点において、本新株式の払込並びに本新株予約権の払込金額（発行価額）に必要な現預金を保有していることから、問題ないと判断しております。

なお、本新株予約権の行使にあたって割当予定先であるBlackwell Cloud Co., Limitedは、基本的に新株予約権の行使を行い、行使により取得した株式を売却することにより資金を回収するという行為を繰り返して行うことが予定されているため、一時に大量の資金が必要になることはない見込であり、割当予定先であるBlackwell Cloud Co., Limitedは本新株予約権の行使にあたって十分な資金を有していると判断しております。本新株予約権の発行における払込日に必要な資金の調達として、本新株予約権の権利行使に支障はないと判断しております。

C V I

当社は、C V I との間で締結する本引受契約において、C V I は払込みに要する十分な財産を保有する旨の表明保証を受けております。また、当社は、C V I から、C V I が作成し、PricewaterhouseCoopers LLP(所在地：2001 Market Street, Suite 1800, Philadelphia, Pennsylvania 19103)が監査した2025年12月31日現在の財産目録を受領しており、割当予定先との間で締結した本買取契約において、割当予定先より払込みに要する十分な財産を保有する旨の表明を受けることで、割当予定先に割り当てられる第17回新株予約権の発行価額の払込み、並びに行使に必要な資金、本新株予約権付社債の発行に係る払込みに十分な財産を有することを確認しております。

g．割当予定先の実態

Blackwell

当社は、割当予定先であるBlackwell Cloud Co., Limited、並びに株主、役員及び重要な使用人(以下「Blackwell割当予定先関係者」と総称します。)について、暴力団等の反社会的勢力であるか否か、及び反社会的勢力と何らかの関係を有しているか否かについて、独自に専門の調査機関であるリスクプロ株式会社(東京都千代田区九段南二丁目3番14号、代表取締役：小板橋 仁、以下「リスクプロ」といいます。)に調査を依頼いたしました。その結果、Blackwell割当予定先関係者について、反社会的勢力である又は反社会的勢力と何らかの関係を有している旨の報告はありませんでした。また、香港会社登記所(Companies Registry)の会社登記情報を取得し、Blackwellが適法に設立され現存する会社であること並びに株主及び取締役等の会社情報を確認されていることから、当社は、当該報告・結果内容は妥当であり、Blackwell Cloud Co., Limitedの割当予定先関係者は反社会勢力ではなく、反社会的勢力とは一切関係がないと判断し、その旨の確認書を東証に提出しています。

C V I

当社は、C V I については法人及びその代表者並びにC V I の資産運用を担うH C Mの役員及び関連会社(以下「C V I 割当予定先関係者」と総称します。)が、反社会的勢力と何らかの関係を有しているか否かについて、第三者調査機関であるリスクプロに調査を依頼しました。その結果、C V I 割当予定先関係者について、反社会的勢力である又は反社会的勢力と何らかの関係を有している旨の報告はありませんでした。また、当社独自の調査として、C V I 及び代表者が反社会的勢力等と何らかの関係を有していないか日本国内及び米国国内におけるW E B等のメディア掲載情報を検索することにより、割当予定先が反社会的勢力でない旨を確認いたしました。

なお、割当予定先との間で締結予定のSecurities Purchase Agreementには、割当予定先並びにその役員及び主要株主(割当予定先がファンドである場合には主要投資家)が反社会的勢力に該当せず、反社会的勢力と何らかの関係も有していない旨の表明保証条項が規定されております。

また、CVI Investments, Inc.の資産を運用する会社であるHeights Capital Management, Inc.は、CVI Investments, Inc.との間の投資一任契約に基づき、CVI Investments, Inc.のために株券等への投資を行う権限を有しております。

以上のことから、当社は割当予定先及び割当予定先関係者が反社会的勢力とは一切関係していないと判断しており、その旨の確認書を東京証券取引所に提出しております。

2 【株券等の譲渡制限】

本新株式(第16回及び第17回新株予約権の行使、本新株予約権付社債の転換により交付される株式を含みます。)について該当事項はありません。

第16回及び第17回新株予約権の譲渡につきましては譲渡制限が付されており、当社取締役会の承認を必要としております。ただし、割当予定先が、第16回及び第17回新株予約権の行使により交付される株式を第三者に譲渡することを防げません。

3 【発行条件に関する事項】

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本新株式

本新株式における発行価額は、割当予定先との協議及び交渉を重ねた結果、1株あたり120円といたしました。本発行価額は本新株式に係る取締役会決議日の前日取引日（2026年8月6日）の株式会社東京証券取引所スタンダード市場における当社株式の終値128円から6.25%のディスカウントとなります。

上記発行価額は、直近の市場価額に基づくものが合理的であること及び、日本証券業協会「第三者割当増資の取扱いに関する指針」（2010年4月1日付、以下、「日証協指針」といいます。）によれば、第三者割当により株式の発行を行う場合には、その払込金額は原則として株式の発行に係る取締役会決議の直前日の価額（直前日における売買がない場合は、当該直前日から遡った直近日の価額）を基準として決定することとされているため、本第三者割当増資の発行価額を決定する際にも、取締役会決議日の前日取引日の終値を基準といたしました。

また、発行価額をディスカウントとした理由としましては、当社は、本第三者割当の実施にあたり、割当予定先との間で発行価額について協議を行いました。当社は、AIデータセンター事業の開始に必要な資金を確実に調達するとともに、既存株主の利益にも十分配慮する観点から、直近の市場株価を基礎としつつ、当社の事業計画、今後の成長可能性及び将来的な企業価値向上の見通し等を総合的に勘案し、発行価額について協議を重ねておりました。

その結果、割当予定先は当社のAIデータセンター事業を中心とした成長戦略及び中長期的な企業価値向上の可能性を評価し、当社と割当予定先との協議の結果、一時点の株価よりも一定期間の市場価格を平均化した価格の方が、株価の短期的な変動の影響を平準化し、市場価額をより適切に反映した価格であるとの認識で一致したことから、発行価額を取締役会決議日前日終値から過去90営業日における当社普通株式の終値の単純平均価格である1株120円とすることに合意いたしました。

当社といたしましては、本第三者割当の発行価額は、取締役会決議日の直前営業日の終値の90%を上回る価格であることから、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に照らしても、特に有利な発行価額には該当しないものと判断しております。

なお、当該発行価額は、本第三者割当増資に関する取締役会決議日の直前取引日（2026年8月6日）の終値である128円から6.25%のディスカウント、当該直前取引日までの1カ月間の終値平均である127円から5.51%のディスカウント、当該直近取引日までの3カ月間の終値平均である121円から0.83%のディスカウント、当該直近取引日までの6か月間の終値平均である126円から4.76%のディスカウントとなっております。

以上のことから、当社取締役会においては、本第三者割当増資の目的、他の調達手段の選択肢を考慮するとともに、本新株式の発行条件について十分に討議、検討を行い、本新株式の発行価額は、適正かつ妥当な価額であり、有利発行には該当しないものと判断いたしました。

また、当社監査等委員会（うち全員が会社法上の社外取締役）からも、取締役会において決定された発行価額は、取締役会決議日の直前営業日における当社普通株式の終値を上回る価格で設定されており、既存株主の利益保護の観点から合理性を有すること、本第三者割当増資による資金調達の必要性及び相当性、本第三者割当増資による希薄化の影響並びに当社の事業計画及び財務状況等について十分な検討が行われていることから、取締役会の判断過程に特段不合理な点は認められず、本新株式の発行は有利発行に該当せず適法である旨の意見を得ております。

第16回新株予約権

当社は、第16回新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の引受契約に定められた諸条件を考慮した第16回新株予約権の価格の評価を第三者算定機関である株式会社（赤坂国際会計東京都千代田区紀尾井町4番1号、代表取締役：山本 顕三、以下「赤坂国際会計」といいます。）に依頼しました。

当該機関は、一般的な価格算定モデルであるブラック・ショールズモデル及び二項モデル等との比較・検討を行った結果、本新株予約権は経路依存性を有するアメリカンタイプのオプションであることから、モンテカルロ・シミュレーションを採用し、50,000回の試行を実施した上で評価を行いました。

評価に当たっては、当社の株価（128円）、ボラティリティ（71.3%）、予定配当率（0円/株）、無リスク利子率（2.0%）、クレジットスプレッド（0.2-0.8%）に加え、市場流動性による権利行使及び株式売却の制約、株式処分コスト並びに割当予定先の合理的に想定される権利行使行動等を考慮し、本新株予約権の発行要項及び引受契約に定められた諸条件を前提として評価を実施しました。

当社は、算定に用いられた手法、前提条件及び合理的に想定された仮定等について、特段の不合理な点はなく、公正価値の算定結果である第16回新株予約権 1 個あたり99円（1 株あたり0.99円）妥当であると判断し、この算定結果をもとに各割当予定先と協議した結果、本新株予約権 1 個の払込金額を算定結果と同額である99円（1 株当たり0.99円）といたしました。

また、第16回新株予約権の行使価額は、当社の業績動向、財務動向、株価動向（取締役会決議日の直前取引日までの1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間の終値平均株価等）を勘案するとともに、当社株式の流動性に鑑みると割当予定先がすべての第16回新株予約権を行使するには相当程度の長期間にわたることなどを総合的に勘案し、割当予定先と協議した結果、本新株式の払込金額との整合性を図る観点から、本新株式と同様に当該発行に係る取締役会決議日の直前取引日（2026年8月6日）の当社普通株式の普通取引の終値である128円から6.25%ディスカウントの120円といたしました。

また、当社は、本第三者割当における新株式の払込金額及び第16回新株予約権の行使価額を、市場株価に対してディスカウントとなる120円に設定しております。当社としては、株価の推移によっては新株予約権の行使が進まない可能性があるなど、資金調達の確実性が一定程度低下するリスクがあるものと認識しております。一方で、現在の当社の潜在株式数の水準を踏まえ、既存株主の希薄化への影響を可能な限り抑制する観点から、行使価額を固定価格とすることで、株価下落時に行使価額が引き下げられることによる追加的な希薄化を回避できることから、固定した価格で発行することが望ましいと判断いたしました。また、割当予定先との協議の結果、割当予定先からも当該条件について同意が得られたことから、資金調達の確実性と既存株主利益の保護とのバランスを総合的に勘案し、払込金額及び行使価額を120円とすることが適切であると判断いたしました。

なお、当該行使価額は、本第三者割当増資に関する取締役会決議日の直前取引日（2026年8月6日）の終値である128円から6.25%のディスカウント、当該直前取引日までの1ヵ月間の終値平均である127円から5.51%のディスカウント、当該直近取引日までの3ヵ月間の終値平均である121円から0.83%のディスカウント、当該直近取引日までの6ヵ月間の終値平均である126円から4.76%のディスカウントとなっております。

以上のことから、当社取締役会においては、本第三者割当増資の目的、他の調達手段の選択肢を考慮するとともに、第16回新株予約権の発行条件について十分に討議、検討を行い、第16回新株予約権の発行価額は、適正かつ妥当な価額であり、有利発行には該当しないものと判断いたしました。また、当社監査等委員会（うち全員が会社法上の社外取締役）からも、当該算定機関は、当社と継続的な取引関係は無いことから当社経営陣から一定程度独立していると認められること、割当予定先からも独立した立場で評価を行っていること、また、第16回新株予約権の価額算定方法としては市場慣行に従った一般的な方法で行われている同社の新株予約権算定報告書において報告された公正価値評価額（第16回新株予約権 1 個あたり99円）と同等額の払込金額を決定していること、また、行使価額についても、取締役会決議日の直前営業日における当社普通株式の終値の90%を上回る価格で設定されており、既存株主の利益保護の観点から合理性を有すること、本第三者割当増資による資金調達の必要性及び相当性、本第三者割当増資による希薄化の影響並びに当社の事業計画及び財務状況等について十分な検討が行われていることから、取締役会の判断過程に特段不合理な点は認められず、本新株式の発行は有利発行に該当せず適法である旨の意見を得ております。

第17回新株予約権

当社は、第17回新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の引受契約に定められた諸条件を考慮した第17回新株予約権の価格の評価を第三者算定機関である赤坂国際会計に依頼しました。

当該機関は、一般的な価格算定モデルであるブラック・ショールズモデル及び二項モデル等との比較・検討を行った結果、第17回新株予約権は経路依存性を有するアメリカンタイプのオプションであることから、モンテカルロ・シミュレーションを採用し、50,000回の試行を実施した上で評価を行いました。

評価に当たっては、当社の株価（128円）、ボラティリティ（71.3%）、予定配当額（0円/株）、無リスク利率（2.0%）、クレジットスプレッド（0.2-0.8%）、当社と割当予定先の行動等について、第17回新株予約権の発行要項及び第17回新株予約権の引受契約に定められた諸条件を考慮し、評価を実施しました。

当社は、算定に用いられた手法、前提条件及び合理的に想定された仮定等について、特段の不合理的な点はなく、公正価値の算定結果である第17回新株予約権 1 個あたり14円（1 株あたり0.14円）妥当であると判断し、この算定結果をもとに各割当予定先と協議した結果、第17回新株予約権 1 個の払込金額を算定結果と同額である14円（1 株あたり0.14円）といたしました。

また、第17回新株予約権の行使価額は、当社の業績動向、財務動向、株価動向（取締役会決議日の直前取引日までの1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間の終値平均株価等）を勘案するとともに、当社株式の流動性に鑑みると割当予定先がすべての第17回新株予約権を行使するには相当程度の長期間にわたることなどを総合的に勘案し、割当予定先と協議した結果、当該発行に係る取締役会決議日の直前取引日（2026年8月6日）の当社普通株式の普通取引の終値である128円から134%プレミアムの300円といたしました。

第17回新株予約権の行使価額をプレミアムとした理由としては、第17回新株予約権の行使価額を300円とした理由は、第13回新株予約権及び第4回新株予約権付社債において下限行使価額及び下限転換価額を300円に設定していたことを踏まえ、従前の資金調達条件との整合性を図る観点から、当該水準を維持することが適切であると判断したためです。当社の株価は当時より下落しておりますが、短期的な株価変動に応じて行使価額を引き下げるのではなく、当社の企業価値向上を前提とした株価水準として300円を設定することが適切であると判断し、割当予定先であるC V I との協議の結果、300円といたしました。

なお、当該行使価額は、本第三者割当増資に関する取締役会決議日の直前取引日（2026年8月6日）の終値である128円から134%のプレミアム、当該直前取引日までの1ヵ月間の終値平均である127円から136%プレミアム、当該直近取引日までの3ヵ月間の終値平均である121円から148%のプレミアム、当該直近取引日までの6ヵ月間の終値平均である126円から138%のプレミアムとなっております。

以上のことから、当社取締役会においては、本第三者割当増資の目的、他の調達手段の選択肢を考慮するとともに、第17回新株予約権の発行条件について十分に討議、検討を行い、第17回新株予約権の発行価額は、適正かつ妥当な価額であり、有利発行には該当しないものと判断いたしました。また、当社監査等委員会（うち全員が会社法上の社外取締役）からも、当該算定機関は、当社と継続的な取引関係は無いことから当社経営陣から一定程度独立していると認められること、割当予定先からも独立した立場で評価を行っていること、また、第17回新株予約権の価額算定方法としては市場慣行に従った一般的な方法で行われている同社の新株予約権算定報告書において報告された公正価値評価額（本新株予約権 1 個あたり14円）と同等額の払込金額を決定していること、また、行使価額についても、取締役会決議日の直前営業日における当社普通株式の終値を上回る価格で設定されており、既存株主の利益保護の観点から合理性を有すること、本第三者割当増資による資金調達の必要性及び相当性、本第三者割当増資による希薄化の影響並びに当社の事業計画及び財務状況等について十分な検討が行われていることから、取締役会の判断過程に特段不合理的な点は認められず、本新株式の発行は有利発行に該当せず適法である旨の意見を得ております。

本新株予約権付社債

当社は、第6回新株予約権付社債の発行条件の決定に当たっては、公正性を期するため当社及び割当予定先から独立した第三者機関である赤坂国際会計に第6回新株予約権付社債の価値算定を依頼いたしました。

第三者算定機関である赤坂国際会計は、ブラック・ショールズモデル及び二項モデル等との比較・検討を行った結果、本新株予約権付社債は経路依存性を有するアメリカンタイプのオプションであることから、モンテカルロ・シミュレーションを採用し、50,000回の試行を実施した上で評価を行いました。評価に当たっては、評価に当たっては、第6回新株予約権付社債の発行要項等に定められた諸条件を前提とし、評価基準日（2026年8月6日）の市場環境の下で、当社の株価（128円）、ボラティリティ（71.3%）、予定配当額（0円/株）、無リスク利率（2.0%）、クレジットスプレッド（0.2-0.8%）を採用するとともに、市場流動性による権利行使及び株式売却の制約、株式処分コスト及び割当予定先の合理的に想定される権利行使行動等を考慮して公正な評価額を算定しております。なお、当該評価にあたっては、第6回新株予約権付社債には、調整式としてフルラチェット方式並びに調整後の下限となる転換価額として64円を定めており、一定の希薄化防止措置を講じておりますが、本算定においてフルラチェット方式による転換価額の調整は前提とはしておらず、算定上において加味しておりません。

また、第6回新株予約権付社債の転換価額につきましては、割当予定先と協議の結果、取締役会決議日前日終値128円から10%ディスカウントした116円といたしました。

第6回無担保転換社債型新株予約権付社債については、発行日から6か月経過後を初回として、その後6か月ごとに転換価額を見直す修正条項を設けております。修正後の転換価額は、各修正日における当社株価（直前5取引日のVWAPの最も低い株価）の90%を基準として決定されますが、当初転換価額の110%を上限とし、取締役会決議日の前取引日の終値の約50%相当である64円を下限としており、当該範囲内でのみ修正されることとなります。

また、転換価額の修正条項を修正直前5取引日のVWAPのうち最も低い価格を基準とした理由につきましては、特定1日の株価変動による一時的な影響を避け、一定期間の市場価格を反映した価格を基礎として転換価額を決定することにより、価格決定の客観性を確保し、転換の促進によって自己資本の充実を図るためです。なお、この方法を採用した場合には、修正直前日の終値が修正直前5取引日のVWAPのうち最も低い価格を上回る場合には、修正後の転換価額が修正直前日の終値の90%を下回る可能性があります。

また、取締役会決議日前日終値並びに基準価格に対して10%のディスカウントを設定した理由につきましても、本新株予約権付社債の転換を円滑に進め、負債の早期の株式化を促進することにより、当社の財務体質の改善及び自己資本の充実を図る必要があると判断したためであります。

当社は、割当予定先であるC V Iが一定の株価変動リスクを負担することを踏まえ、資金調達を実現するためには転換価額修正条項を設けることが必要であると判断いたしました。一方で、既存株主への影響にも配慮し、転換価額の修正頻度を6か月ごとに限定するとともに、修正後の転換価額は、当初転換価額の110%に相当する金額を上限とし、取締役会決議日前日終値の約50%に相当する64円を下限として設計されております。上限及び下限を設けることにより、株価上昇時には過度な転換価額の上昇を防止するとともに、株価下落時においても一定水準以下への転換価額の低下を抑制することで、既存株主の希薄化に一定の歯止めを設ける設計とし、転換価額が無制限に下方修正されることを防止しております。

下限転換価額を取締役会決議日前日終値の約50%に相当する64円とした理由は、投資家に対して一定の転換機会を確保しつつも、過度な株価下落局面において転換価額が著しく低下することを防止し、既存株主の利益に配慮するためです。一方、本新株予約権付社債については、第4回新株予約権付社債のリファイナンスを目的として発行するものであり、満期時における多額の償還資金負担の発生リスクを軽減する観点から、投資家による転換が円滑に進む条件とすることが重要であると考えております。本新株予約権付社債は、各修正日の直前5取引日の最も安いVWAPの90%に相当する価額へ転換価額が修正されるため、株価が一定程度上昇した局面においては、上限転換価額を設けない場合であっても一定の転換インセンティブは働くものと考えております。なお、修正直前日の終値が修正直前5取引日のVWAPのうち最も低い価格を上回る場合には、修正後の転換価額が修正直前日の終値の90%を下回る可能性があります。

他方、株価が大幅に上昇した局面においては、上限転換価額が存在しない場合、転換価額も株価に応じて上昇することとなり、投資家の転換インセンティブが相対的に低下する可能性があります。このため、本新株予約権付社債では、株価が大幅に上昇した局面においても一定の転換インセンティブを維持し、第4回新株予約権付社債のリファイナンスの実効性及び満期償還リスクの低減を図る観点から、転換価額の上方修正に当初転換価額の110%という上限を設けております。一方で、当社株価が下落した局面においては、下限転換価額を設けることにより、過度に低い転換価額への修正を防止し、既存株主の過度な希薄化にも配慮した設計としております。ま

た、株価下落が下落した局面においては下限転換価額を設けることで過度な転換価額による希薄化を防止するよう配慮しております。

その上で、当社は、第6回新株予約権付社債の発行価格（各本社債の金額100円につき金100円）を第三者算定機関である赤坂国際会計による価値算定評価額（各本社債の金額100円につき金99.6円から金101.4円）の範囲内で価格を決定しております。また、本社債に本新株予約権を付すことにより当社が得ることのできる経済的利益と、本新株予約権自体の金融工学に基づく公正な価値とを比較し、本新株予約権の実質的な対価が本新株予約権の公正な価値を上回っていること、及びその算定手続について著しく不合理な点が認められないこと等から、第6回新株予約権付社債の発行条件は、特に有利なものには該当せず、適正かつ妥当な価額であると判断いたしました。

なお、当社監査等委員会（うち全員が会社法上の社外取締役）からは、第6回新株予約権付社債の発行要項の内容及び当該算定機関の算定結果を踏まえ、第6回新株予約権付社債の発行条件が有利発行に該当せず、適法な発行である旨の意見表明を受けております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株式の発行により増加する株式数4,046,000株、並びに、第16回及び第17回新株予約権が全て行使されたことによる交付される株式数及び本新株予約権付社債が全て転換した場合に交付される株式数は、それぞれ14,214,000株及び17,820,690株の合計36,080,690株となり、2026年2月28日現在の発行済株式総数49,248,593株（議決権数491,270個）に対して、合計73.26%（議決権ベース73.44%）の希薄化率であります。

しかしながら、本新株式及び第16回及び第17回新株予約権、本新株予約権付社債により調達した資金を前述の資金使途に充当することにより、AIデータセンター事業の推進及びデジタルアセット事業の強化を図ることができるとともに、第6回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行によるリファイナンスを実施することで、既発行の第4回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第13回新株予約権に係る資本政策を見直し、潜在株式数の削減、将来的な希薄化リスクの低減及び財務基盤の安定化を図ることが可能となります。

当社といたしましては、本資金調達及びリファイナンスは、当社が今後、収益基盤を強化し、持続的な成長を実現していくために必要不可欠なものであり、中長期的な企業価値の向上及び株主価値の向上に資するものと考えております。

そのため、今回の第三者割当による本新株式、第16回新株予約権の発行による資金調達、並びに、第17回新株予約権及び第6回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に伴うリファイナンスにより生じる株式の発行数量及び希薄化の規模については、その必要性及び合理性が認められるものであると判断しております。

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

本新株式の発行により増加する株式数4,046,000株、並びに、第16回及び第17回新株予約権が全て行使されたことによる交付される株式数及び本新株予約権付社債が全て転換した場合に交付される株式数は、それぞれ14,214,000株及び17,820,690株の合計36,080,690株となり、2026年2月28日現在の発行済株式総数49,248,593株（議決権数491,270個）に対して、合計72.26%（議決権ベース73.44%）の希薄化率となります。

したがって、25%以上の希薄化が生じ、支配株主の異動が生じることから、「企業内容等の開示に関する内閣府令 第2号様式 記載上の注意(23-6)」に規定する大規模な第三者割当に該当いたします。

5 【第三者割当後の大株主の状況】

(1) 本新株式割当後の大株主の状況

氏名又は名称	住所	所有株式数 (百株)	総議決権数 に対する所有 議決権数の 割合(%)	割当後の 所有株式数 (百株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合(%)
KGI ASIA LIMITED-CLIENT ACCOUNT (常任代理人 香港上海銀行東京支店 セキュリティーズ・サービス・オペレーションズ部長)	LEVEL 33, ONE PACIFIC PLACE, 88 QUEENSWAY, HONG KONG (東京都中央区日本橋3丁目11-1)	80,868	16.46	80,868	15.21
OKASAN INTERNATIONAL(ASIA) LIMITED A/C CLIENT (常任代理人)	ROOMS 2605-7, 26F, WINGON CENTRE, 111 CONNAUGHTROAD CENTRAL, HONGKONG (東京都中央区日本橋室町2丁目2-1)	78,165	15.91	78,165	14.70
FUTU SECURITIES INTERNATIONAL (HONGKONG) LIMITED (常任代理人 momoo証券株式会社 代表取締役)	UNIT C1-2, 13/F., UNITEDCENTRE, NO.95 QUEENSWAY, ADMIRALTY HONG KONG (東京都渋谷区渋谷1丁目2番5号)	48,512	9.87	48,512	9.12
INTERACTIVE BROKERS LLC (常任代理人 インタラクティブ・ブローカーズ証券株式会社 代表取締役)	ONE PICKWICK PLAZA GREENWICH, CONNECTICUT 06830 USA (東京都千代田区霞が関3丁目2番5号)	43,325	8.82	43,325	8.15
Blackwell Cloud Co., Limited	Room 803B, 8/F, West Coast International Building, 290-296 Un Chau Street, Cheung Sha Wan, Kowloon, Hong Kong	-	-	40,460	7.61
KGI ASIA LIMITED-CLIENT ACCOUNT (常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ東京支店 カストディ業務部長)	41/F CENTRAL PLAZA, 18 HARBOURROAD, WANCHAI, HONG KONG (東京都新宿区新宿6丁目27番30号)	17,058	3.47	17,058	3.21
BNP PARIBAS SINGAPORE/2S/JASDEC /UOB KAY HIAN PRIVATE LIMITED (常任代理人 香港上海銀行東京支店 セキュリティーズ・サービス・オペレーションズ部長)	NO 8 ANTHONY ROAD #01-01 SINGAPORE 22995 (東京都中央区日本橋3丁目11-1)	12,935	2.63	12,935	2.43
BOFAS INC SEGREGATION ACCOUNT (常任代理人 BOFA証券株式会社 代表取締役社長)	THE CORPORATION TRUST COMPANY, 1209 ORANGE ST, COUNTY OF NEW CASTLE WILMINGTON, DE US (東京都中央区日本橋1丁目4-1 日本橋一丁目三井ビルディング)	12,859	2.62	12,859	2.42
BANK JULIUS BAER AND CO. LTD. HONG KONG CLIENT ACCOUNT (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行 取締役頭取執行役員)	39F, ONE INTERNATIONAL FINANCE CENTRE 1 HARBOURVIEW STREET, CENTRAL, HONG KONG (東京都千代田区丸の内1丁目4番5号)	12,667	2.58	12,667	2.38
PHILLIP SECURITIES(HONG KONG)LIMITED (常任代理人 フィリップ証券株式会社 代表取締役社長)	UNITED CTR 11/F, QUEENSWAY 95, ADMIRALTY, HONGKONG (東京都中央区日本橋兜町4-2)	11,903	2.42	11,903	2.24
計		318,292	64.79	358,752	67.47

- (注) 1. 割当前の所有株式数及び総議決権数に対する所有議決権数の割合は、2026年2月28日現在の株主名簿(発行済株式総数49,248,593株、議決権数491,270個)を基準に記載しております。
2. 割当後の所有株式数及び総議決権数に対する所有議決権数の割合は、(注)1.に記載の内容に、本第三者割当増資により新たに発行される株式数(4,046,000株、議決権数40,460個)を加えて作成しています。
3. 総議決権数に対する所有議決権数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。
4. 2025年5月30日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書においてAPEC(CHINA) DEVELOPMENT LIMITEDが2025年5月9日現在で以下の株式を所有している旨が記載されておりますが、当社として2026年2月28日現在における実質所有株式数の確認ができないため、上記大株主の状況は株主名簿の記載内容に基づいて記載しております。なお、大量保有報告書の変更報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
APEC(CHINA)DEVELOPMENT LIMITED	FLAT / RM701-2 07 / F Everbright Centre,108 Gloucester Road,WanChai,Hong Kong	1,895,300	4.13

5. 2025年2月7日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書においてTing Yan Chun Limitedが2024年11月1日現在で以下の株式を所有している旨が記載されておりますが、当社として2026年2月28日現在における実質所有株式数の確認ができないため、上記大株主の状況は株主名簿の記載内容に基づいて記載しております。なお、大量保有報告書の変更報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
Ting Yan Chun Limited	FLAT / RM701-2 07 / F Everbright Centre,108 Gloucester Road,WanChai,Hong Kong	1,572,000	3.47

6. 2024年7月26日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書においてFirst Link Inc Limited が2024年6月24日現在で以下の株式を所有している旨が記載されておりますが、当社として2026年2月28日現在における実質所有株式数の確認ができないため、上記大株主の状況は株主名簿の記載内容に基づいて記載しております。なお、大量保有報告書の変更報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
First Link Inc Limited	FLAT/RM 1208-9 Eight Commercial Tower, 8 Sun Yip Street ChaiWan, Hong Kong	4,669,722	10.53

7. 2022年9月9日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書においてリウ・ヤン(Liu Yang)が2022年9月2日現在で以下の株式を所有している旨が記載されておりますが、当社として2026年2月28日現在における実質所有株式数の確認ができないため、上記大株主の状況は株主名簿の記載内容に基づいて記載しております。なお、大量保有報告書の変更報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
リウ・ヤン(Liu Yang)	香港ミッドレベルズ	1,672,300	12.48

(2) 本新株式、新株予約権及び新株予約権付社債が全株行使された後の大株主の状況

氏名又は名称	住所	所有株式数 (百株)	総議決権数 に対する所有 議決権数の 割合(%)	割当後の 所有株式数 (百株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合(%)
CVI Investments, Inc.	Maples Corporate Services Limited, PO Box 309, Ugland House, Grand Cayman KY1-1104, Cayman Islands	-	-	238,207	27.96
Blackwell Cloud Co., Limited	Room 803B, 8/F, West Coast International Building, 290-296 Un Chau Street, Cheung Sha Wan, Kowloon, Hong Kong	-	-	122,600	14.39
KGI ASIA LIMITED-CLIENT ACCOUNT (常任代理人 香港上海銀行東京支店 セキュリティーズ・サービスズ・オペレーションズ部長)	LEVEL 33, ONE PACIFIC PLACE, 88 QUEENSWAY, HONG KONG (東京都中央区日本橋3丁目11-1)	80,868	16.46	80,868	9.49
OKASAN INTERNATIONAL(ASIA) LIMITED A/C CLIENT (常任代理人)	ROOMS 2605-7, 26F, WINGON CENTRE, 111 CONNAUGHTROAD CENTRAL, HONGKONG (東京都中央区日本橋室町2丁目2-1)	78,165	15.91	78,165	9.17
FUTU SECURITIES INTERNATIONAL (HONGKONG) LIMITED (常任代理人 momoo証券株式会社 代表取締役)	UNIT C1-2, 13/F., UNITEDCENTRE, NO.95 QUEENSWAY, ADMIRALTY HONG KONG (東京都渋谷区渋谷1丁目2番5号)	48,512	9.87	48,512	5.69
INTERACTIVE BROKERS LLC (常任代理人 イントラクティブ・ブローカーズ証券株式会社 代表取締役)	ONE PICKWICK PLAZA GREENWICH, CONNECTICUT 06830 USA (東京都千代田区霞が関3丁目2番5号)	43,325	8.82	43,325	5.08
KGI ASIA LIMITED-CLIENT ACCOUNT (常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ東京支店 カストディ業務部長)	41/F CENTRAL PLAZA, 18 HARBOURROAD, WANCHAI, HONG KONG (東京都新宿区新宿6丁目27番30号)	17,058	3.47	17,058	2.00
BNP PARIBAS SINGAPORE/2S/JASDEC /UOB KAY HIAN PRIVATE LIMITED (常任代理人 香港上海銀行東京支店 セキュリティーズ・サービスズ・オペレーションズ部長)	NO 8 ANTHONY ROAD #01-01 SINGAPORE 22995 (東京都中央区日本橋3丁目11-1)	12,935	2.63	12,935	1.52
BOFAS INC SEGREGATION ACCOUNT (常任代理人 BOFA証券株式会社 代表取締役社長)	THE CORPORATION TRUST COMPANY, 1209 ORANGE ST, COUNTY OF NEW CASTLE WILMINGTON, DE US (東京都中央区日本橋1丁目4-1 日本橋一丁目三井ビルディング)	12,859	2.62	12,859	1.51
BANK JULIUS BAER AND CO. LTD. HONG KONG CLIENT ACCOUNT (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行 取締役頭取執行役員)	39F, ONE INTERNATIONAL FINANCE CENTRE 1 HARBOURVIEW STREET, CENTRAL, HONG KONG (東京都千代田区丸の内1丁目4番5号)	12,667	2.58	12,667	1.49
計		306,389	62.37	667,196	78.30

- (注) 1. 割当前の所有株式数及び総議決権数に対する所有議決権数の割合は、2026年2月28日現在の株主名簿(発行済株式総数49,248,593株、議決権数491,270個)を基準に記載しております。
2. 割当後の所有株式数及び総議決権数に対する所有議決権数の割合は、(注)1.に記載の内容に、本第三者割当増資により新たに発行される株式数(4,046,000株、議決権数 40,460個)及び第16回新株予約権がすべて行使された場合の株式数(8,214,000株、議決権数 82,140個)、第17回新株予約権がすべて行使された場合の株式数(6,000,000株、議決権数 60,000個)、第6回新株予約権付社債が当初転換価額ですべて転換された場合の株式数17,820,690を合算した株式数(36,080,690株 議決権数 360,806個)を仮にすべて保有し続けたものとして加えて作成しています。
3. 総議決権数に対する所有議決権数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。
4. 2025年5月30日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書においてAPEC(CHINA) DEVELOPMENT LIMITEDが2025年5月9日現在で以下の株式を所有している旨が記載されておりますが、当社として2026年2月28日現在における実質所有株式数の確認ができないため、上記大株主の状況は株主名簿の記載内容に基づいて記載しております。なお、大量保有報告書の変更報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
APEC(CHINA)DEVELOPMENT LIMITED	FLAT / RM701-2 07 / F Everbright Centre,108 Gloucester Road,WanChai,Hong Kong	1,895,300	4.13

5. 2025年2月7日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書においてTing Yan Chun Limitedが2024年11月1日現在で以下の株式を所有している旨が記載されておりますが、当社として2026年2月28日現在における実質所有株式数の確認ができないため、上記大株主の状況は株主名簿の記載内容に基づいて記載しております。なお、大量保有報告書の変更報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
Ting Yan Chun Limited	FLAT / RM701-2 07 / F Everbright Centre,108 Gloucester Road,WanChai,Hong Kong	1,572,000	3.47

6. 2024年7月26日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書においてFirst Link Inc Limited が2024年6月24日現在で以下の株式を所有している旨が記載されておりますが、当社として2026年2月28日現在における実質所有株式数の確認ができないため、上記大株主の状況は株主名簿の記載内容に基づいて記載しております。なお、大量保有報告書の変更報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
First Link Inc Limited	FLAT/RM 1208-9 Eight Commercial Tower, 8 Sun Yip Street Chai Wan, Hong Kong	4,669,722	10.53

7. 2022年9月9日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書においてリウ・ヤン(Liu Yang)が2022年9月2日現在で以下の株式を所有している旨が記載されておりますが、当社として2026年2月28日現在における実質所有株式数の確認ができないため、上記大株主の状況は株主名簿の記載内容に基づいて記載しております。なお、大量保有報告書の変更報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
リウ・ヤン(Liu Yang)	香港ミッドレベルズ	1,672,300	12.48

6 【大規模な第三者割当の必要性】

(1) 大規模な第三者割当を行うこととした理由

当社は、AIソリューション事業を中核事業と位置付け、AIデータセンター事業への参入を通じて新たな収益基盤の構築を進めるとともに、デジタルアセット事業においては、暗号資産(イーサリアム)を活用した資産運用及び資産ポートフォリオの多様化を推進しております。

本第三者割当による調達資金については、AIデータセンター事業の立ち上げ及びデジタルアセット事業におけるイーサリアムの取得資金に充当する予定であり、これらの投資は、当社グループの収益基盤の強化及び中長期的な企業価値の向上に資するものと考えております。

また、当社は、本第三者割当と併せて、2025年9月に発行した第13回新株予約権及び第4回無担保転換社債型新株予約権付社債についてリファイナンスを実施する予定です。具体的には、第13回新株予約権を取得及び消却した上で第17回新株予約権へ切り替えるとともに、第4回無担保転換社債型新株予約権付社債については、第6回無担保転換社債型新株予約権付社債へ借り換えを行うことにより、既存の資本性証券の条件を見直し、潜在株式数の削減、将来的な希薄化リスクの低減及び財務基盤の安定化を図ることを目的としております。

このように、本第三者割当及びリファイナンスは、事業成長に必要な資金の確保と資本政策の最適化を一体として実現するものであり、当社グループの持続的な成長及び企業価値の向上に資するものと判断しております。

また、当社は、本第三者割当及びリファイナンスと同等の効果をえられる他の資金調達手法についても検討いたしましたが、AIデータセンター事業に必要な資金を確保するとともに、既存資本性証券の見直しを同時に実現できる手法は限定的であり、本スキームが最も合理的であると判断いたしました。

さらに、本第三者割当においては、本新株式及び第16回新株予約権による資金調達と、第17回新株予約権及び第6回無担保転換社債型新株予約権付社債によるリファイナンスを組み合わせることにより、一時的な株式価値の希薄化を抑制するとともに、将来的な潜在株式数の削減を図ることが可能であることから、既存株主の利益にも十分配慮した資本政策であると考えております。

以上のことから、当社は、本第三者割当及びリファイナンスを一体として実施することが、現時点において当社の資金需要及び資本政策の双方を満たす最も合理的な手法であり、既存株主の利益にも資するものであると判断し、本件を実施することといたしました。

(2) 大規模な第三者割当による既存株主への影響についての取締役会の判断の内容

本資金調達によって増加する潜在株式数は、2026年2月28日時点の発行済株式数の63.31%(議決権ベースで63.47%)であり、上記「4 大規模な第三者割当に関する事項」に記載のとおり、25%以上の希薄化が生じることとなります。しかしながら、当社は、本新株予約権による資金調達により調達した資金を上記「第1 募集要項 8 新規発行による手取金の使途 (2) 手取金の使途」に記載した各資金使途に充当する予定であり、これは当社の企業価値の向上を実現し、財務状況を改善し、売上及び利益を向上させるとともに、業績の拡大に寄与するものであって、中長期的な観点から当社の既存株主の皆様の利益に貢献できるものと考えております。当社は短期的・中期的資金需要への対応と、安定した資金基盤の確保を両立させることを意図しております。また、新株予約権の発行を活用することにより、一時に大幅な株式価値の希薄化を抑制しつつ、既存株主の利益に配慮した資金調達を実現するものと判断しております。

(3) 大規模な第三者割当を行うことについての判断の過程

本資金調達、希薄化率が25%以上であることから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程に規定される独立第三者からの意見入手又は株主の意思確認手続きを要します。

当社は、本資金調達による調達資金について、本資金調達に係る株主総会決議による株主の意思確認の手続を経る場合には、臨時株主総会決議を経るまでにおよそ2か月程度の日数を要すること、また、臨時株主総会の開催に伴う費用についても、相応のコストを伴うことから、総合的に勘案した結果、経営者から一定程度独立した第三者委員会による本資金調達の必要性及び相当性に関する意見を入手することといたしました。このため、経営者から一定程度独立した者として、榎木智浩弁護士(OMM法律事務所)、当社社外取締役であり監査等委員である荒井裕樹弁護士、及び、福島昇氏の3名によって構成される第三者委員会(以下「本第三者委員会」といいます。)を設置し、本資金調達の必要性及び相当性に関する客観的な意見を求め、以下の内容の意見書を2026年8月6日付で入手しております。

なお、榎木智浩弁護士については、当社がFA業務委託を行っている永田町リーガルアドバイザー株式会社より、独立した立場から意見書を作成できる弁護士として紹介を受け、当社において独自に検討・判断の上、2025年10月14日付で発行した第13回及び第14回新株予約権、第4回新株予約権付社債の発行の際に第三者性や専門性の観点から本第三者委員会の構成員に加わっていただいております。本第三者割当増資においても榎木智浩弁護士が前回意見書を踏まえて当社の事業内容や経緯をご理解頂いていることから再度打診させていただき承諾を得て選定しております。また、当社の監査等委員は3名ありますが、本第三者委員会の構成にあたっては、弁護士資格を有し、資金調達スキームに関する法的な知見を備える荒井裕樹弁護士、会計・監査の専門知識を有し財務面からの検証能力を備える福島昇氏の2名を選定しております。

なお、本第三者委員会の意見の概要は以下のとおりです。

1 本件第三者割当の必要性

貴社が本件第三者割当により資金調達を行うことに一応の合理性が認められ、本件第三者割当により資金調達を行う必要性が認められる。

すなわち、貴社においては2026年2月期連結会計年度に営業損失704百万円、経常損失2,526百万円、親会社株主に帰属する当期純損失2,546百万円を計上し、その前数年間にわたって継続的に億単位の損失を計上しているため、資金需要がある。

そして、貴社は、次のとおり資金の具体的な使途がある。

- 新株式 : AIデータセンター事業の初期立ち上げ資金
- 第16回新株予約権 : AIデータセンター事業構築費用
- 第17回新株予約権 : 暗号資産(イーサリアム)購入資金
- 第6回新株予約権付社債 : 第4回新株予約権付社債の償還

この点について、貴社は、事業全体の黒字化の早期実現及び企業価値の向上を目的として、AIソリューション事業を中核とした成長戦略を推進している。

また、貴社は、2025年9月に実施した資金調達により暗号資産投資事業を開始している。

さらに、貴社は、上記のとおり継続的に億単位の損失を計上しており、過去の第4回新株予約権付社債を償還していない。

以上を踏まえれば、貴社には資金調達の必要性がある。

この点に加えて、本件第三者割当の割当予定先であるBlackwell Cloud Co., Limited、CVI Investments, Inc.は、株式等の保有目的が純投資目的である。

そして、割当予定先との間の契約書に役員等を派遣することを禁止する定めを設けるまではしないとのことであるが、割当予定先が、貴社に対して役員等を派遣する予定はないとのことである。資金調達を実施した後は、厳格な管理体制のもとで、安全かつ効果的に資産の保全と運用を行っていく予定であり、別の用途で使用しないとのことである。

よって、貴社が、本件第三者割当により資金調達を行う理由には一応の合理性が認められ、本件第三者割当により資金調達を行う必要性が認められる。

2 本件第三者割当の相当性

(1) 本件第三者割当の適法性

ア 有利発行該当性

貴社が必要とする資金調達の相当性に関して、有利発行の該当性について検討する。

この点について次の事実が認められるところ、いずれについても、第三者算定機関の評価が適正である限り、既存株主及び新株予約権者が保有する株式又は新株予約権の価値を下落させるものとはいえないし、日本証券業協会「第三者割当増資の取扱いに関する指針」（2010年4月1日付け）が定める払込金額の範囲内である。

株式について、発行価額は、120円で、取締役会決議日の直前取引日における東京証券取引所の市場価格の前日の終値128円と比較して6.25%ディスカウントされた金額であるものの、日本証券業協会「第三者割当増資の取扱いに関する指針」（2010年4月1日付け）が定める90%の範囲内であるため相当性がある。

第16回新株予約権について、払込金額は、第三者算定機関の評価額と同等の金額であり、行使価額は120円で、取締役会決議日の直前取引日における東京証券取引所の市場価格の前日の終値128円と比較して6.25%ディスカウントされた金額であるものの、日本証券業協会「第三者割当増資の取扱いに関する指針」（2010年4月1日付け）が定める90%の範囲内であるため有利発行に当たらない。

第17回新株予約権については、払込金額は、第三者算定機関の評価額と同等の金額であり、行使価額は300円で、取締役会決議日の直前取引日における東京証券取引所の市場価格の前日の終値128円と比較して134%プレミアムを付した金額であるため、有利発行に当たらない。

第6回新株予約権付社債について、発行価格（各本社債の金額100円につき金100円）を第三者算定機関による評価額は99.6円から101.4円で算定書の範囲内の金額であり、社債に新株予約権を付すことにより貴社が得ることができる経済的利益と、新株予約権自体の金融工学に基づく公正な価値とを比較し、新株予約権の実質的な対価が新株予約権の公正な価値を上回っているため、有利発行に当たらない。

よって、有利発行には該当しない。

イ その他、本件新株予約権の発行の適法性に関する事項

当職らは、本件第三者割当が「著しく不公正な方法」（会社法247条2号）により行われたものであるか否かについては、意見を明示的に述べるものではないが、現状株主による株主提案によって支配権争いが生じている事実は存在していない。

また、当職らが調査した範囲においては、本件第三者割当が「著しく不公正な方法」によって行われたと推認させる事情は見当たらない。

(2) 本件第三者割当（新株式、新株予約権、新株予約権付社債）を選択することの相当性

新株式、第16回新株予約権、第17回新株予約権及び第6回新株予約権付社債を発行することの相当性について検討する。

一般的に、会社側の立場としては、新株の発行又は自己株式の処分の場合には、払込みをしないなどの特段の事情がない限り、資金が確実に調達することができる性質を有するため新株式については相当性が認められる。また、第6回新株予約権付社債についても、新株予約権の条件が相当であり、社債については払込みをしないなどの特段の事情がない限り、資金が確実に調達することができる性質を有するため第6回新株予約権付社債については相当性が認められる。

他方で、第16回新株予約権、第17回新株予約権について、新株予約権の場合には、行使条件が付される可能性があることや、市場株価が行使価額を下回るなど新株予約権者に利益が生じない場合には行使されないことが想定されるため、資金調達の確実性が乏しい側面を有する。しかしながら、他の資金調達として「借入れ・社債・劣後債による資金調達」「公募増資による新株式の発行」「株主割当増資」「新株予約権付社債（MSCBを含む）」「ライツ・イシュー」を実行することができない又は不適当とのことである。すなわち、まず貴社は、連続して数年間赤字であるため借入れなど、デッドファイナンスによる資金調達は難しいとのことであるが（貴社からのヒアリング）、収益の見通しが立たないと借入れはし難いためこの考えには一定の合理性がある。そうすると、エクイティファイナンスによるほかないが、貴社は、「公募増資」の場合、公募増資による新株式の発行については希薄化が即座に生じること、株価に対する影響が大きいというリスクがあることに加え、公募増資の場合には検討や準備等にかかる時間等からして難しいという点があり、「株主割当増資」については資力等の問題から割当予定先である株主の応募率が不透明であり、また実務上も近時において実施された事例が乏しく、当社としてもどの程度の金額の資金の調達が可能なものの目処を立てることが非常に困難であると考えていて、ライツ・イシューについてはコミットメント型ライツ・イシューについては国内で実施された実績が乏しく、資金調達手法としてまだ成熟が進んでいない段階にある一方で、引受手数料等のコストが増大することが予想される点や時価総額や株式の流動性による調達額の限界がある点等、適切な資金調達手段ではない可能性があると考えている。この点について、公募増資についての貴社の考えには合理性がある他、公募増資については引受手が現れるか不透明であるため、特に貴社が

継続的に損失を計上して資金需要が強いという状況に鑑みると、資金調達の実現が不確定な手続を選択しないことには合理性がある。また、株主割当増資、ライツ・イシューについても貴社の考えには合理性がある他、貴社は継続的に損失を計上しているところ（有価証券報告書）、貴社は株主数が2026年2月28日時点で株主数が3,192名いて個人株主が多く、業績が低迷していることを併せて考慮すれば（有価証券報告書）、株主割当増資及びライツ・イシューという既存株主から資金調達する方法によって多額の資金を調達することが実現可能であるか不透明である上に、仮に実現することができるにしても見通しが立ちづらい。また、貴社は、「MSCB」については、転換価額の下修正により潜在株式数が増加する可能性があり、株価への影響が大きいと考えられることから避けたと考えているが（有価証券届出書）、この点にも根拠がある。

そうすると、株式、新株予約権、新株予約権付社債等の発行の資本による資金調達するしか実現可能性が乏しい、又は、株式、新株予約権、新株予約権付社債等の発行によって資金調達するのが望ましいということであり、相当性が認められる。

なお、貴社は、新株予約権付社債（MSCBを含む）を実行することができないと述べる一方で、第6回新株予約権付社債については将来当社が新たに転換社債型新株予約権付社債（いわゆるMSCB等）を発行し、その発行価額が時価を下回る場合には、本新株予約権付社債の転換価額も当該MSCBと同等の価額に調整されると述べている。もっとも、第6回新株予約権付社債は、新規の資金調達を目的とするものではなく、既存の第4回無担保転換社債型新株予約権付社債のリファイナンスを目的として発行するものであるため第三者割当による資金調達とは目的が異なるものであるため相当性があることを左右するものでない。

なお、第17回新株予約権及び第6回新株予約権付社債について、行使価額の調整方法としてフルラチェット方式が採用されている。フルラチェット方式による場合、貴社の既存投資家にとっては潜在的な株式の希薄化の拡大や、貴社にとっても新規の資金調達がしにくくなる可能性があるデメリットがあるものの、本件新株予約権及び本件新株予約権付社債の割当先にとっては希薄化に関して有利となり、割当先の権利行使については貴社の資金調達に資するメリットがあるため、必ずしも不合理とはいえない。関連して、第6回新株予約権付社債の価額調整は、包括的・一般的ではなく、時価を下回る発行が生じることにより都度調整される仕組みとなっている。この点についても、貴社の既存投資家にとっては潜在的な株式の希薄化の拡大や、貴社にとっても新規の資金調達がしにくくなる可能性があるデメリットがあるものの、本件新株予約権及び本件新株予約権付社債の割当先にとっては希薄化に関して有利となり、割当先の権利行使については貴社の資金調達に資するメリットがあるため、必ずしも不合理とはいえない。

そして、貴社においては、新株式、第16回新株予約権、第17回新株予約権及び第6回新株予約権付社債の発行によって調達したい金額は約58.19億円である一方、他の資金調達手段がない。本件第三者割当のうち、第16回新株予約権、第17回新株予約権については資金調達の確実性が乏しい点を否定することはできないものの、資金調達の必要性は認められ、また、将来、機動的に対応することができるようにするために、現段階で第16回新株予約権、第17回新株予約権の形式で資金調達することについて、一定の合理性があり、不合理とはいえず裁量の範囲内の行為である。

したがって、貴社が資金調達の方法として本件第三者割当を選択したことについては、相当性が認められるといえる。

（3） 割当予定先の選定の相当性

Blackwell Cloud Co., Limited、CVI Investments, Inc.の選定に係る経緯、貴社の新株式、第16回新株予約権、第17回新株予約権、第6回新株予約権付社債の保有方針について、不合理な点は見当たらない。

また、Blackwell Cloud Co., Limited、CVI Investments, Inc.については、払込みに要する財産の存在を確認することができていて、反社会的勢力との関わりも認められないことから、貴社の割当予定先の選定には相当性が認められる。

（4） 本件第三者割当に係る募集条件及び募集規模の相当性

株式、新株予約権及び新株予約権付社債を発行する際は、時価よりも低い価額で新株予約権を発行されることにより、既存株主及び新株予約権者が保有する株式又は新株予約権の価値が不当に下落させないようにする必要がある。

また、公開会社では、原則として取締役会の決議によって新株予約権を発行することができるため、既存株主の持株比率の維持に係る期待は非公開会社のそれと比較して低いといえる。もっとも、そうであっても、既存株主及び新株予約権者の保護の観点から、持株比率の低下は必要最小限度にとどめるべきである。

この点について、本件第三者割当による新株式、第16回新株予約権、第17回新株予約権及び第6回新株予約権付社債の募集条件及び募集規模については、以下のとおり、相当性が認められる。

まず、新株式、第16回新株予約権、第17回新株予約権及び第6回新株予約権付社債については、いずれも有利発行に該当しない。

次に、新株式の発行により増加する株式数4,046,000株、第16回新株予約権及び第17回新株予約権が全て行使されたことによる交付される株式数及び第6回新株予約権付社債が全て転換した場合に交付される株式数は、それぞれ14,214,000株及び17,820,690株の合計36,080,690株となり、2026年2月28日現在の発行済株式総数49,248,593株（議決権数491,270個）に対して約73.26%（議決権ベースで73.44%）に相当するため（なお、第6回新株予約権付社債の転換価額が下方に修正・調整された場合には、より希薄化率が増加する。）、相当の株式の希薄化が生じることとなることを見込まれる。

しかしながら、本件第三者割当は、貴社の企業価値及び株式価値の向上に資すると考え得るものである上、貴社は、その企業価値の向上に資するために必要となる資金の額を超えて資金を調達することを試みておらず、本件第三者割当による発行数量（及び希薄化）の規模は、その企業価値の向上に資するものである。

したがって、本件第三者割当による本件新株予約権及び本件新株予約権付社債の発行の条件については、相当性が認められるといえる。

(5) 小括

本件第三者割当の発行は適法であり、第三者割当という方法が他の資金調達手段との比較における相当性、割当予定先の選定の相当性並びに本件第三者割当の募集条件及び募集規模の相当性が認められる。

よって、本件第三者割当の発行の相当性が認められる。

3 結論

以上のとおり、本件第三者割当には必要性及び相当性が認められる。

7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付け又は株式交付に関する情報】

第1 【公開買付け又は株式交付の概要】

該当事項はありません。

第2 【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3 【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約（発行者（その関連者）と株式交付子会社との重要な契約）】

該当事項はありません。

第三部 【参照情報】

第 1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第 5 条第 1 項第 2 号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第27期(自 2025年 3 月 1 日 至 2026年 2 月28日) 2026年 5 月28日関東財務局長に提出

2 【半期報告書】

該当事項はありません。

3 【臨時報告書】

1 の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（2026年 8 月 7 日）までに、提出した臨時報告書は以下のとおりです。

(1) 金融商品取引法第24条の 5 第 4 項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2 項第 9 号の 2 の規定に基づく臨時報告書を2026年 5 月29日に関東財務局長に提出

(2) 金融商品取引法第24条の 5 第 4 項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2 項第19号の規定に基づく臨時報告書を2026年 7 月13日に関東財務局長に提出

4 【訂正報告書】

訂正臨時報告書（上記 3 (2)の臨時報告書の訂正報告書）を2026年 7 月29日に関東財務局長に提出

第 2 【参照書類の補完情報】

参照書類としての有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以後、本有価証券届出書提出日（2026年 8 月 7 日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日（2026年 8 月 7 日）現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

第 3 【参照書類を縦覧に供している場所】

クオインタムソリューションズ株式会社 本社

(東京都千代田区丸の内 1 丁目 9 番 2 号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

第四部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第五部 【特別情報】

第 1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。